

すくすくサポートプランむつ

(第3期 子ども・子育て支援事業計画)

青森県 むつ市

令和7年3月

はじめに

本市では、未来を担う子どもたちが健やかに成長し、市民の皆様が安心して子育てできるまちづくりを目指して、この度「第3期子ども・子育て支援事業計画（すくすくサポートプランむつ）」を策定いたしました。

昨今の物価高騰、社会資源の地域格差、仕事と子育ての両立、転勤や単身赴任、核家族化による支援者不足など、社会情勢の変化や多様な家族形態により子育て家庭を取り巻く状況や子育て支援のニーズも変化しています。

本計画は、このようなニーズの変化に地域全体で対応すべく「こどもの笑顔をまんやかに ^{みんな}地域で育む むつの未来」を基本理念に掲げ、子育て家庭を支える仕組みづくりの羅針盤になるものと考えています。

令和6年度には、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を一体的に実施する「こども家庭センター」を設置し、子どもや子育て世帯、妊産婦への切れ目のない包括的な支援体制の拡充を図りました。

また、子どもに関する取組や政策を一層推進するため「こどもまんなか宣言」を行ったほか、「むつ市こどもの笑顔まんなか条例」を制定し、子どもの権利に関する相談や救済を目的とした「こどもの権利相談窓口」及び「こどもオンブズパーソン」の設置をはじめ、子どもの声を直接聴き、市の施策に反映する「こどもの笑顔まんなかモニター」制度を開始するなど、子どもの権利を保障し地域全体で子どもの育ちを支えることができる、子どもにやさしいまちづくりの推進に取り組んでいるところです。

今後とも、すべての子どもが地域の一員として尊重され、健やかに成長できるよう、そして、子ども達と御家族が幸せを感じられるまちを目指し、市民の皆さまと共に歩んでまいりたいと考えておりますので、引き続き温かい御支援と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定に当たり、アンケート調査を通して貴重な御意見をいただきました市民の皆様をはじめ、御審議を賜りましたむつ市子ども・子育て会議の委員の皆様ほか、関係者の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和7年3月



むつ市長 山本 知也

目 次

第1部 序論	3
第1章 計画策定に当たって.....	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置付け.....	4
3 計画期間.....	5
4 策定体制.....	5
5 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要.....	6
第2章 本市の現況.....	7
1 人口・世帯.....	7
2 人口動態.....	10
3 産業・就労.....	13
第3章 子ども・子育てを取り巻く環境.....	15
1 就学前児童の状況.....	15
2 小中学校の状況.....	19
3 子育て家庭の状況.....	22
4 教育・保育事業所の状況.....	29
5 第2期計画施策の評価.....	31
6 子ども・子育て支援の課題の整理.....	33
第4章 子ども・子育て支援の基本的な考え方.....	34
1 基本理念.....	34
2 基本的な視点.....	34
3 家庭・地域・事業者・行政の役割.....	35
第5章 計画の着実な推進に向けて.....	36
1 計画の推進体制.....	36
2 計画の達成状況の点検・評価.....	36
第2部 施策の展開	39
第1章 子どもの健やかな成長を支える.....	39
1-1 家庭の子育て機能の強化.....	39
1-2 地域の子育て機能の強化.....	40
1-3 教育・保育の充実.....	42
1-4 発達支援・療育体制の充実.....	46
1-5 思春期保健対策の推進.....	49
第2章 子どもの人権の尊重と安全・安心を守る.....	50
2-1 児童虐待防止対策の強化.....	50
2-2 心のケア・相談体制の充実.....	51
2-3 防犯対策の推進.....	53
2-4 事故防止対策の推進.....	54
第3章 安心して子どもを生み育てられる環境をつくる.....	55
3-1 母子保健の充実.....	55
3-2 食育の推進.....	57

3-3	小児医療体制の強化	57
3-4	相談支援体制の強化	58
3-5	経済的支援の充実	59
3-6	安心して子育てできる生活環境の整備	61
3-7	ひとり親家庭支援の充実	63
第4章	仕事と生活の調和の実現を促す	64
4-1	仕事と子育ての両立を支援する就労環境の推進	64
4-2	多様な教育・保育サービスの提供	65
第3部	子ども・子育て支援事業計画	69
第1章	計画期間における児童数の見通し	69
1	児童数及び子育て家庭の今後の見通し	69
第2章	教育・保育提供区域の設定	71
1	教育・保育提供区域の考え方について	71
第3章	教育・保育施設の充実	75
1	教育・保育施設の需要量及び確保の方策	75
2	教育・保育の一体的提供の推進	80
3	教育・保育施設の質の向上	81
4	産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	81
5	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	81
第4章	地域子ども・子育て支援事業の充実	82
1	地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策	82
資 料 編		99
1	策定経過	99
2	子ども子育て会議	100
1	むつ市子ども・子育て会議条例	100
2	委員名簿	102

第 1 部 序 論

「こども」の表記について

本計画では、子ども・子育て支援法における教育・保育事業や地域子ども子育て支援事業の対象となる者は基本的に「子ども」の表記を使用しています。ただし、法令や固有名詞に準じる場合には「こども」と表記しています。

例：「認定こども園法」
「こども食堂」

第 1 部 序論

第 1 章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

国では、長く続く出生者数の減少、合計特殊出生率の低下を受けて、すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子どもと子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる子ども・子育て関連 3 法を整備しました。

その後、深刻化する子育て世代の貧困や所得格差の拡大、児童虐待の複雑化など、表面化してきた多くの問題に対応するため、国会では、令和元年 5 月 10 日に「子ども・子育て支援法」、令和元年 6 月 12 日には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正案、令和元年 6 月 19 日には児童虐待防止対策の強化を図るため「児童福祉法」等の改正案が可決・成立させるなど、関連施策の強化が進められてきました。

さらに、令和 4 年 6 月に、国会で「こども家庭庁設置法」と「こども基本法」が成立し、令和 5 年 4 月 1 日に「こども家庭庁」が設置され、令和 5 年 12 月 22 日に「こども大綱」が閣議決定され、新たなこども施策の策定が方向づけられました。

むつ市（以下、「本市」という）においては、地域全体での支え合い、子どもの最善の利益の追求と親としての成長の支援を目指すため、「すくすくサポートプランむつ」の第 1 期計画を平成 27 年 3 月、第 2 期計画を令和 2 年 3 月に策定し、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援施策の方向性や目標を定め、子育て支援に取り組んできました。

今回、第 2 期子ども・子育て支援事業計画として策定した「すくすくサポートプランむつ」が令和 6 年度をもって計画期間が終了することを機に、あらためて家庭、学校、地域、職域、その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、協働して役割を果たすとともに、そうした取り組みを通じて、家庭を築き子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できるよう「すくすくサポートプランむつ（第 3 期子ども・子育て支援事業計画）」（以下、「本計画」という）を策定します。

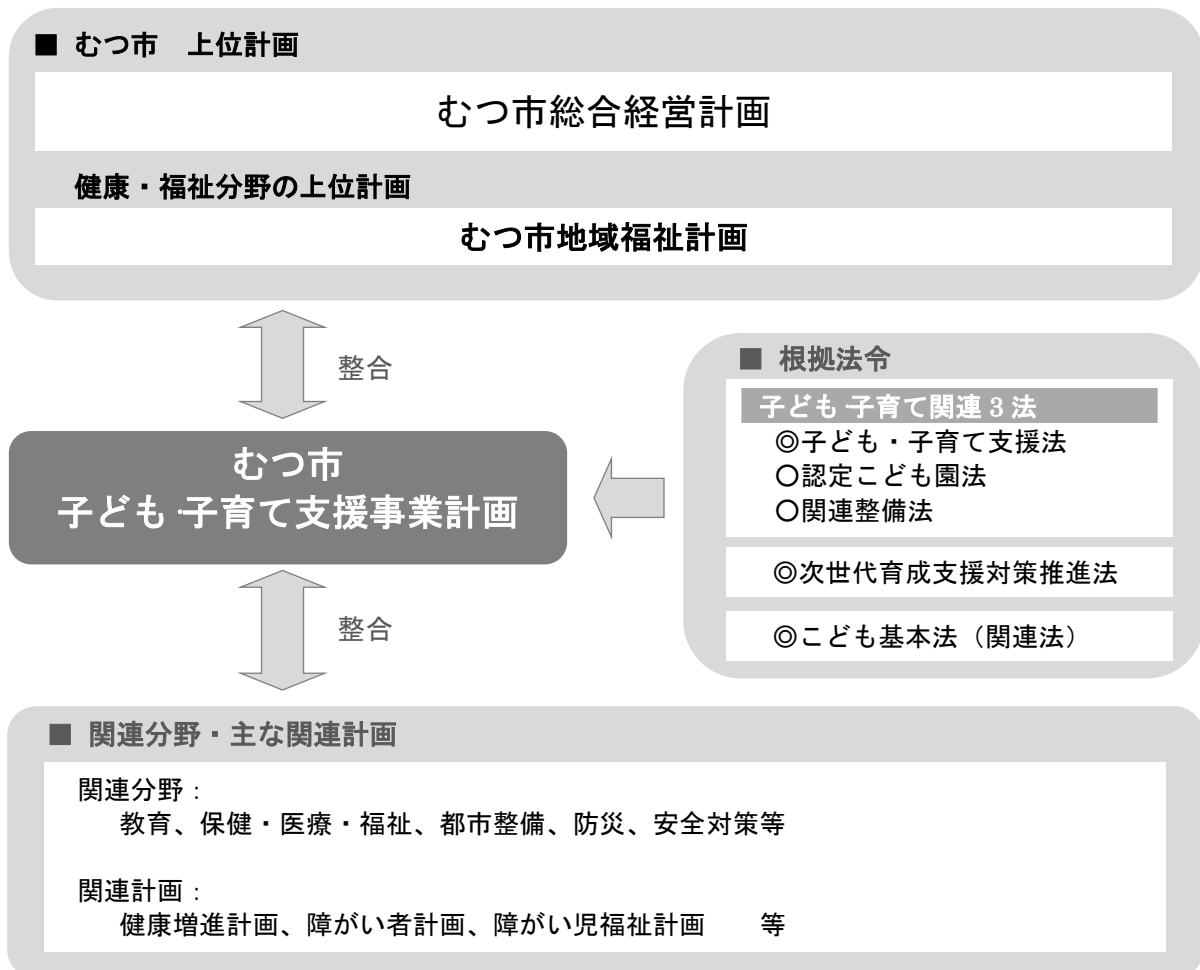
2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象として、本市が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、より広範囲な子育て支援のため、次世代育成支援対策推進法第8条において、市町村の努力義務として規定されている「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」の性格もあわせ持ちます。さらに、子育て施策の方向性を定める「こども基本法」も考慮します。

本計画の策定に当たっては、「次世代育成支援対策行動計画」から引き継ぎ「すくすくサポートプランむつ（第1期・第2期 子ども・子育て支援事業計画）」において推進してきた取り組みや、子どもと子育て家庭に関わる施策を踏まえるとともにさまざまな分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるため、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

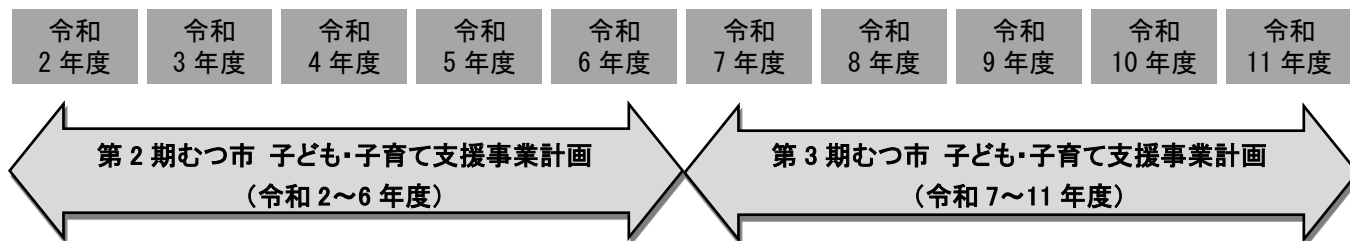
図表 計画の位置付け



3 計画期間

本計画の計画期間は令和7年度（2025年4月1日）～令和11年度（2030年3月31日）の5年間とし、直近の現状を踏まえた適切な補正を行います。

図表 計画期間



4 策定体制

計画策定に当たっては、子育て家庭の現状や意向、関係者との審議など、幅広い意見を計画改定に反映するよう努めました。

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第72条に定められている「むつ市子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

① 就学前児童の保護者、小学生の保護者

市内の就学前児童及び小学生の保護者を対象として、子育てに関するニーズ・意見を把握するためにアンケートを実施しました。

図表 アンケート調査実施概要

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	1,218 票	641 票	52.6%
	小学生	1,200 票	560 票	46.7%
調査期間	令和6年7月			
調査方法	郵送による配付・回収及びWEB上での回答			

② 教育・保育事業所

市内の教育・保育事業所を対象として、事業についての課題や子育て支援に関する意見を把握するためにアンケートを実施しました。

図表 アンケート調査実施概要

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	教育・保育事業所	23 票	22 票	95.7%
調査期間	令和6年6・7月			
調査方法	電子メールによる配付・回収			

5 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

(1) 本計画の目的

本計画は、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された3つの法律（子ども・子育て関連3法（平成24年8月22日公布））に基づき、「子ども・子育て支援の質・量の拡充」及び、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現、安心して子どもを産み育てられる環境づくりなどを目的として策定されます。

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記2法に伴う児童福祉法等の改正）
- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律

(2) 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要

本市は「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。なお、令和6年までの法改正により、「地域子ども・子育て支援事業」が6事業増え、19事業となっています。

① 子ども・子育て支援給付（3つの給付）

種類	対象事業
(ア) 施設型給付（※）	幼稚園、保育園、認定こども園
(イ) 地域型保育給付（※）	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
(ウ) 児童手当	—

※（ア）施設型給付、（イ）地域型保育給付は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）した上で給付。（子ども・子育て支援法第19条）

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし（教育認定）	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	あり（保育認定）	保育園、認定こども園
3号認定	0歳、1歳、2歳	あり（保育認定）	保育園、認定こども園、地域型保育

② 地域子ども・子育て支援事業（19事業）

1) 利用者支援に関する事業	10) 病児保育事業
2) 地域子育て支援拠点事業	11) 放課後児童健全育成事業
3) 妊婦に対して健康診査を実施する事業	12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
4) 乳児家庭全戸訪問事業	13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
5) 養育支援訪問事業	14) 子育て世帯訪問支援事業
6) 子育て短期支援事業	15) 児童育成支援拠点事業
7) 子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	16) 親子関係形成支援事業
8) 一時預かり事業	17) 妊婦等包括相談支援事業
9) 延長保育事業	18) 乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）
	19) 産後ケア事業

新規事業

第2章 本市の現況

計画策定に当たって、本市の現況は次のとおりです。

1 人口・世帯

国勢調査における本市の総人口の推移をみると、減少傾向にあり、令和2年(2020)の総人口は54,103人となっています。平成27年(2015)からの5年間で、4,390人(7.5%)減少しています。

続いて世帯数の推移をみると、平成22年(2010)まで増加傾向にありましたが、その後は減少に転じて、令和2年(2020)には24,077世帯となっています。また、1世帯当たりの人員は、令和2年(2020)に2.25人と減少が続いており、核家族化、小家族化が進んでいることがうかがえます。

図表 人口・世帯の推移

(単位：人・世帯)

区 分	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
総人口	67,022	64,052	61,066	58,493	54,103
年少人口	10,593	9,408	8,190	7,007	5,714
生産年齢人口	43,746	40,373	37,140	33,885	29,283
老年人口	12,683	14,271	15,414	17,326	18,249
高齢化率	18.9%	22.3%	25.2%	29.6%	33.7%
一般世帯数	24,346	24,416	24,721	24,391	24,077
1世帯当たり人員	2.75	2.62	2.47	2.40	2.25
6歳未満のいる世帯数	2,496	2,706	2,262	1,991	1,569
65歳以上のいる世帯数	3,864	4,576	5,139	5,863	6,240

※ 総人口は、年齢別人口に年齢不詳人口を含めた合計となっています。

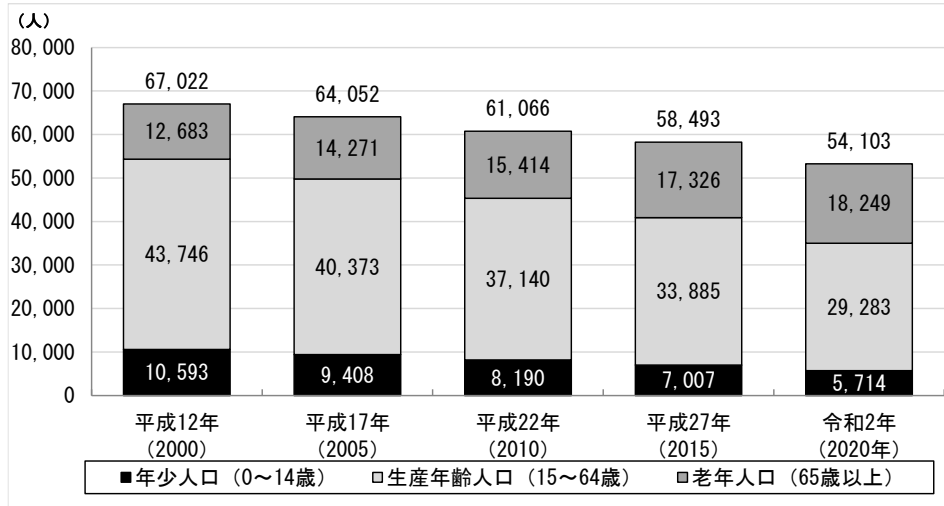
資料：国勢調査

(1) 人口の推移

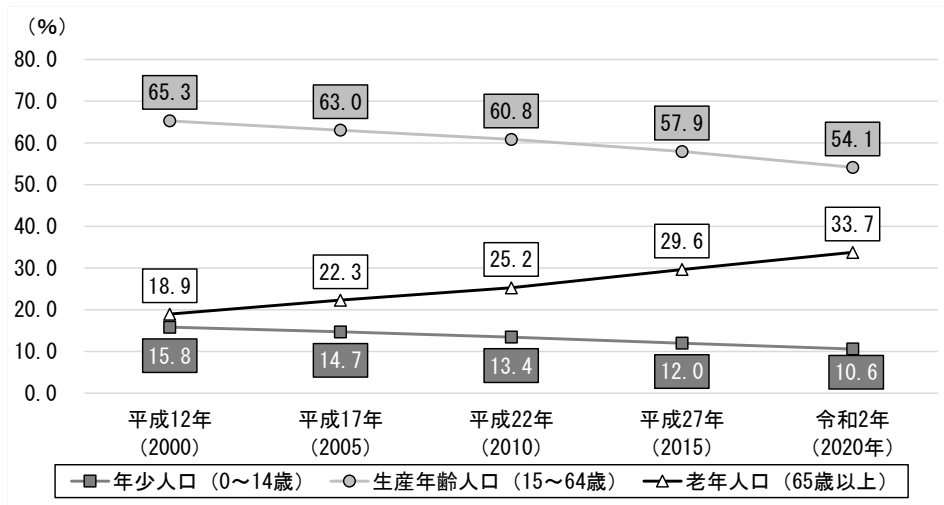
令和2年(2020)の年少人口(0~14歳)は5,714人となっており、平成27年(2015)からの5年間で1,293人(18.5%)の減少となっています。

また、年齢3区分の総人口に占める割合では、平成12年(2000)以降、年少人口の割合の低下傾向が続いており、令和2年(2020)には10.6%となっています。

図表 人口の推移



図表 年齢3区分割合の推移



(単位：人・%)

区 分		平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
総人口		67,022	64,052	61,066	58,493	54,103
年少人口	人数	10,593	9,408	8,190	7,007	5,714
	割合	15.8	14.7	13.4	12.0	10.6
生産年齢人口	人数	43,746	40,373	37,140	33,885	29,283
	割合	65.3	63.0	60.8	57.9	54.1
老年人口	人数	12,683	14,271	15,414	17,326	18,249
	割合	18.9	22.3	25.2	29.6	33.7
年齢不詳	人数	—	—	322	275	857
	割合	—	—	0.5	0.5	1.6

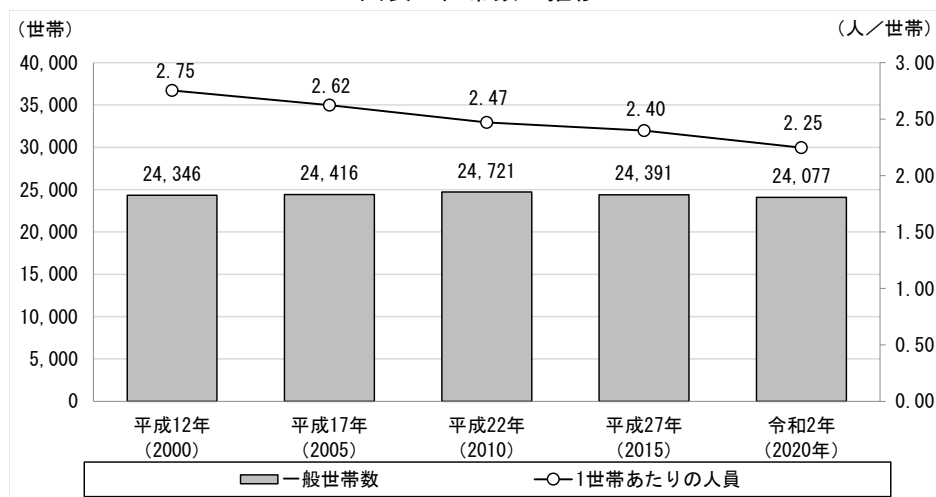
資料：国勢調査

(2) 世帯数の推移

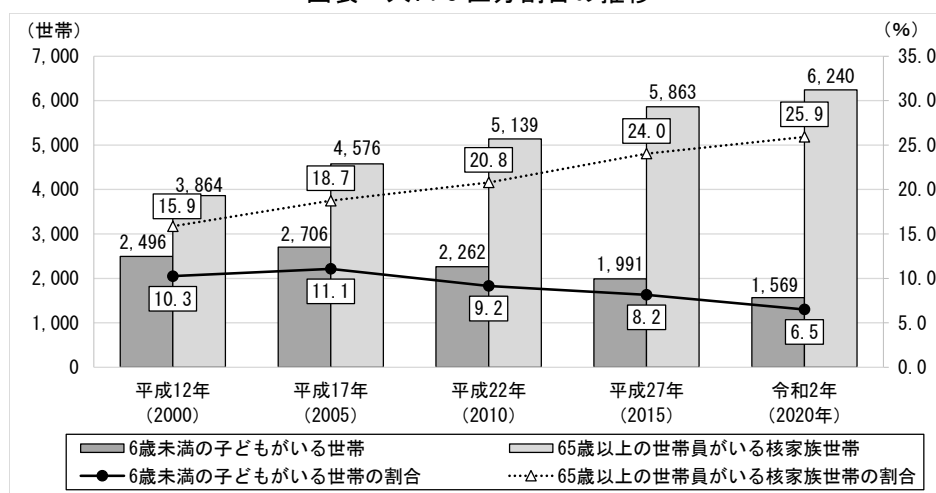
1世帯当たりの人員の減少傾向は続いており、令和2年(2020)には2.25人となっています。

年少人口の減少・老年人口の増加の影響により、6歳未満のいる世帯数は減少傾向、65歳以上の世帯員がいる核家族世帯数は増加傾向となっています。令和2年(2020)の一般世帯数に占める割合は、それぞれ6.5%、25.9%となっています。

図表 世帯数の推移



図表 人口3区分割合の推移



(単位：人・%)

区分	平成12年(2000)	平成17年(2005)	平成22年(2010)	平成27年(2015)	令和2年(2020)	
一般世帯数	24,346	24,416	24,721	24,391	24,077	
1世帯当たりの人員	2.75	2.62	2.47	2.40	2.25	
6歳未満のいる世帯	世帯数	2,496	2,706	2,262	1,991	1,569
	割合	10.3	11.1	9.2	8.2	6.5
65歳以上のいる核家族世帯	世帯数	3,864	4,576	5,139	5,863	6,240
	割合	15.9	18.7	20.8	24.0	25.9

資料：国勢調査

2 人口動態

人口動態の推移をみると、自然動態（出生・死亡）、社会動態（転入・転出）ともに減少が続いています。

近年、自然減、社会減が続いていることから、人口動態全体でも減少で推移しており、令和5年（2023）には1,135人の減少となっています。

図表 人口動態（自然動態・社会動態）の推移

（単位：人）

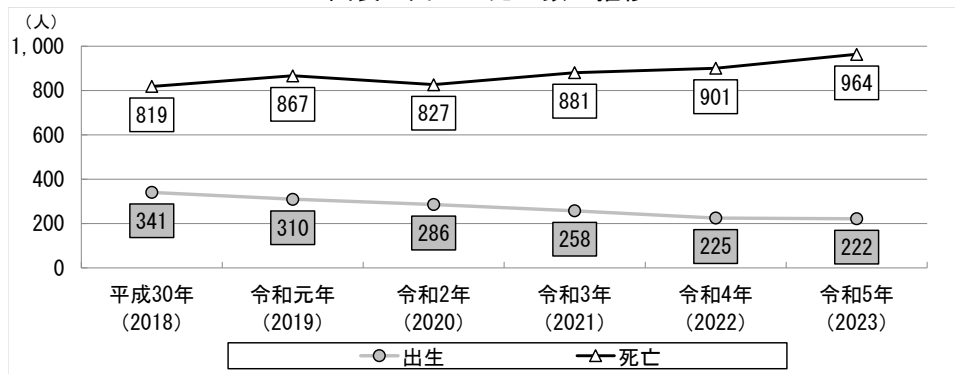
年次	自然動態			社会動態			増減
	出生者数	死亡者数	増減	転入者数	転出者数	増減	
平成30年 (2018)	341	819	△478	2,151	2,584	△433	△911
令和元年 (2019)	310	867	△557	2,086	2,725	△639	△1,196
令和2年 (2020)	286	827	△541	1,978	2,287	△309	△850
令和3年 (2021)	258	881	△623	1,952	2,294	△342	△965
令和4年 (2022)	225	901	△676	1,970	2,378	△408	△1,084
令和5年 (2023)	222	964	△742	1,786	2,179	△393	△1,135

資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

（1）自然動態（出生・死亡数）の推移

平成30年（2018）以降の自然動態（出生・死亡数）の推移をみると、人口の増加要因である出生数は減少傾向、人口の減少要因となる死亡数は令和2年（2020）に一時的に減少したものの、その後、増加傾向がみられます。出生・死亡数の推移による人口の増減は平成30年（2018）から令和5年（2023）までの平均で、603人の減少となっています。

図表 出生・死亡数の推移



（単位：人）

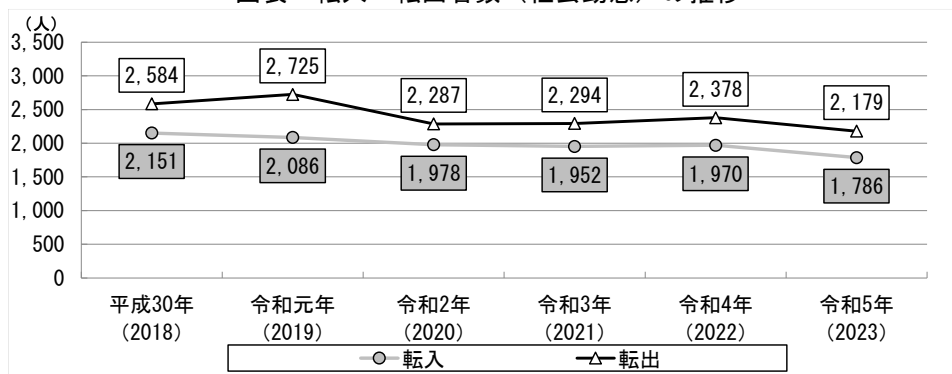
区分	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
出生数	341	310	286	258	225	222
死亡数	819	867	827	881	901	964
出生数－死亡数	△478	△557	△541	△623	△676	△742
平均	△603					

資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

(2) 社会動態（転入・転出者数）の推移

平成30年（2018）以降の社会動態（転入・転出者数）の推移をみると、人口の増加要因である転入者数を減少要因となる転出数が上回る状態で推移しており、転入・転出者数の推移による人口の増減は平成30年（2018）から令和5年（2023）までの平均で、421人の減少となっています。

図表 転入・転出者数（社会動態）の推移



(単位：人)

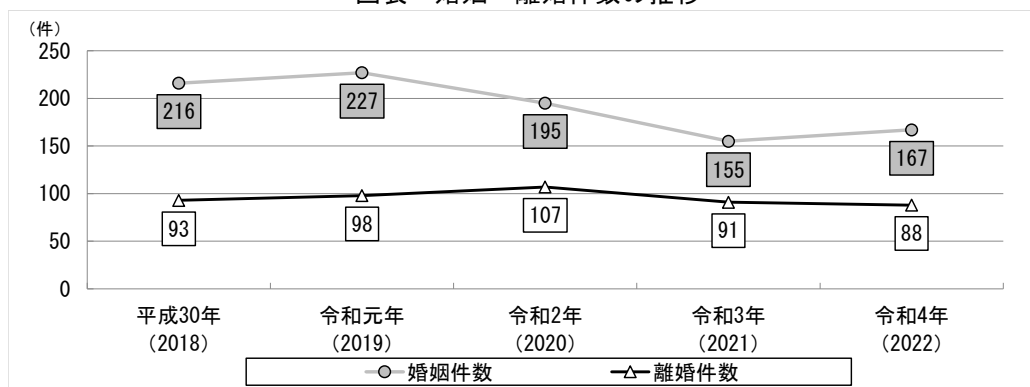
区分	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
転入者数	2,151	2,086	1,978	1,952	1,970	1,786
転出者数	2,584	2,725	2,287	2,294	2,378	2,179
転入者数－転出者数	△433	△639	△309	△342	△408	△393
平均	△421					

資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

(3) 婚姻・離婚件数の推移

平成30年（2018）以降の婚姻・離婚件数の推移をみると、各年とも婚姻件数が離婚件数を上回る状態で推移しており、婚姻・離婚件数の増減は平成30年（2018）から令和4年（2022）までの平均で、97件の増となっています。

図表 婚姻・離婚件数の推移



(単位：人)

区分	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
婚姻件数	216	227	195	155	167
離婚件数	93	98	107	91	88
婚姻件数－離婚件数	123	129	88	64	79
平均	97				

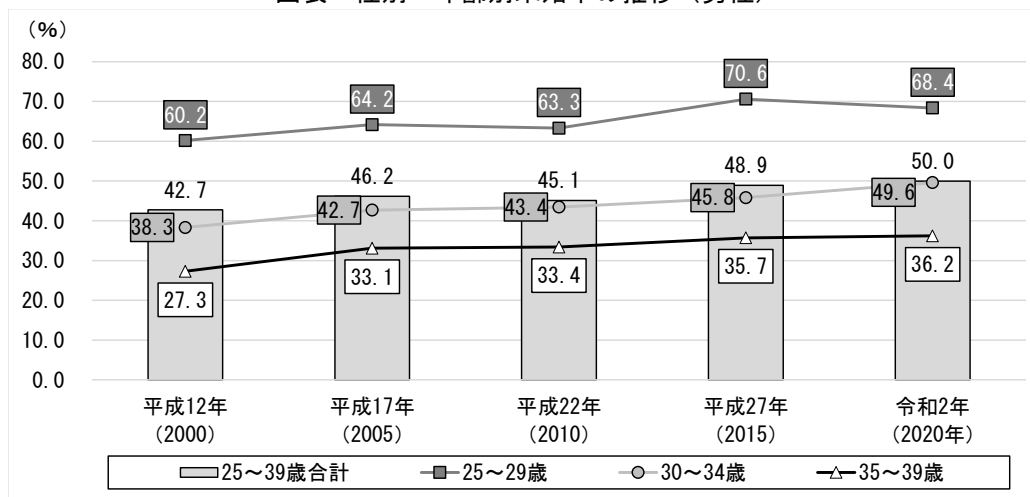
資料：人口動態調査

(4) 性別・年齢別未婚率の推移

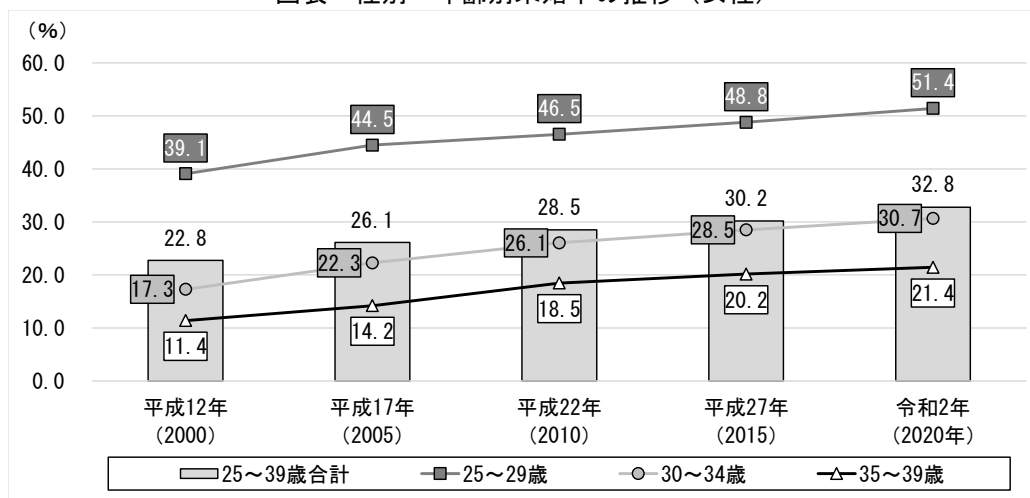
25歳から39歳までの性別・年齢別の未婚率の推移をみると、各性別、年齢層ともに未婚率は上昇傾向がみられます。

このうち、令和2年(2020)の25～29歳の未婚率は、男性では68.4%、女性では51.4%となっており、男女ともに5割を超えています。

図表 性別・年齢別未婚率の推移(男性)



図表 性別・年齢別未婚率の推移(女性)



(単位：%)

区分	平成12年(2000)	平成17年(2005)	平成22年(2010)	平成27年(2015)	令和2年(2020)
男性 25～39歳合計	42.7	46.2	45.1	48.9	50.0
25～29歳	60.2	64.2	63.3	70.6	68.4
30～34歳	38.3	42.7	43.4	45.8	49.6
35～39歳	27.3	33.1	33.4	35.7	36.2
女性 25～39歳合計	22.8	26.1	28.5	30.2	32.8
25～29歳	39.1	44.5	46.5	48.8	51.4
30～34歳	17.3	22.3	26.1	28.5	30.7
35～39歳	11.4	14.2	18.5	20.2	21.4

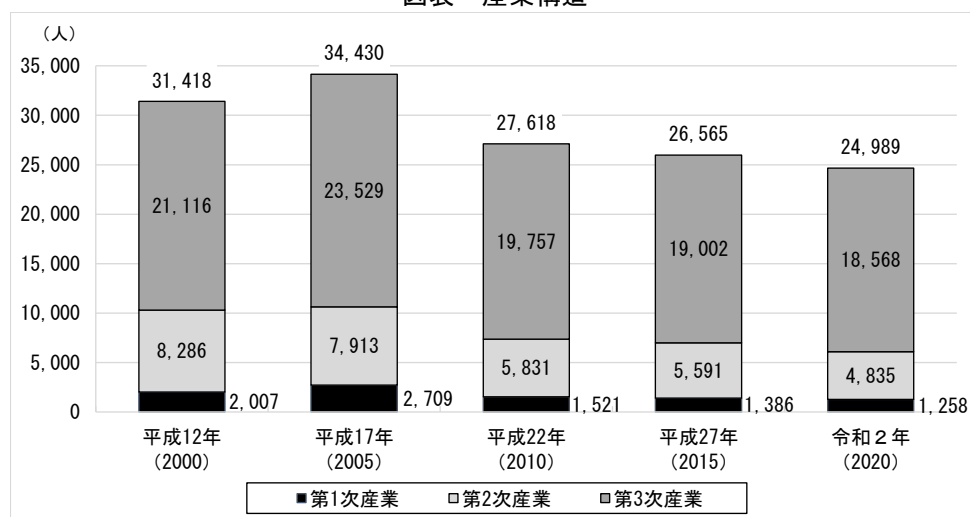
資料：国勢調査

3 産業・就労

(1) 産業構造

人口の減少に伴い、就業者数にも減少がみられます。産業別でも各産業の就業者は減少しており、平成27年(2015)から令和2年(2020)の5年間で第1次産業は128人(9.2%)、第2次産業は756人(13.5%)、第3次産業は434人(2.3%)の減少となっています。

図表 産業構造



(単位：人)

区分	平成12年(2000)	平成17年(2005)	平成22年(2010)	平成27年(2015)	令和2年(2020)
就業者数	31,418	34,430	27,618	26,565	24,989
第1次産業	2,007	2,709	1,521	1,386	1,258
第2次産業	8,286	7,913	5,831	5,591	4,835
第3次産業	21,116	23,529	19,757	19,002	18,568
分類不能	9	279	509	586	328

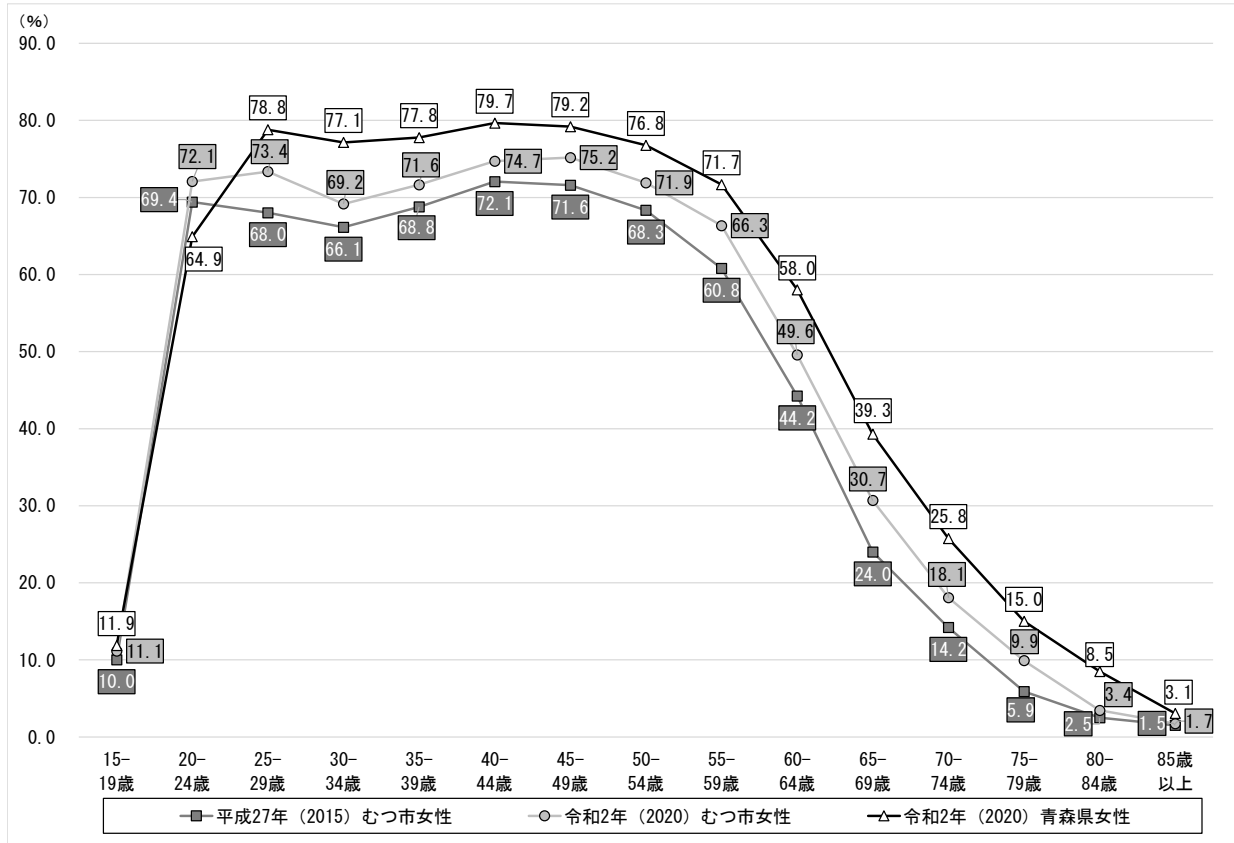
資料：国勢調査

(2) 就業率

女性の就業率をみると、平成27年(2015)から令和2年(2020)の5年間で、20歳代後半の就業率が5.4ポイント増加しています。

また、令和2年(2020)の就業率を青森県と比較すると20歳代後半以上の年齢層では県よりも低い就業率となっています。

図表 就業率



(単位：%)

区分	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85歳以上
むつ市女性 令和2年	11.1	72.1	73.4	69.2	71.6	74.7	75.2	71.9	66.3	49.6	30.7	18.1	9.9	3.4	1.7
むつ市女性 平成27年	10.0	69.4	68.0	66.1	68.8	72.1	71.6	68.3	60.8	44.2	24.0	14.2	5.9	2.5	1.5
青森県女性 令和2年	11.9	64.9	78.8	77.1	77.8	79.7	79.2	76.8	71.7	58.0	39.3	25.8	15.0	8.5	3.1

資料：国勢調査

第3章 子ども・子育てを取り巻く環境

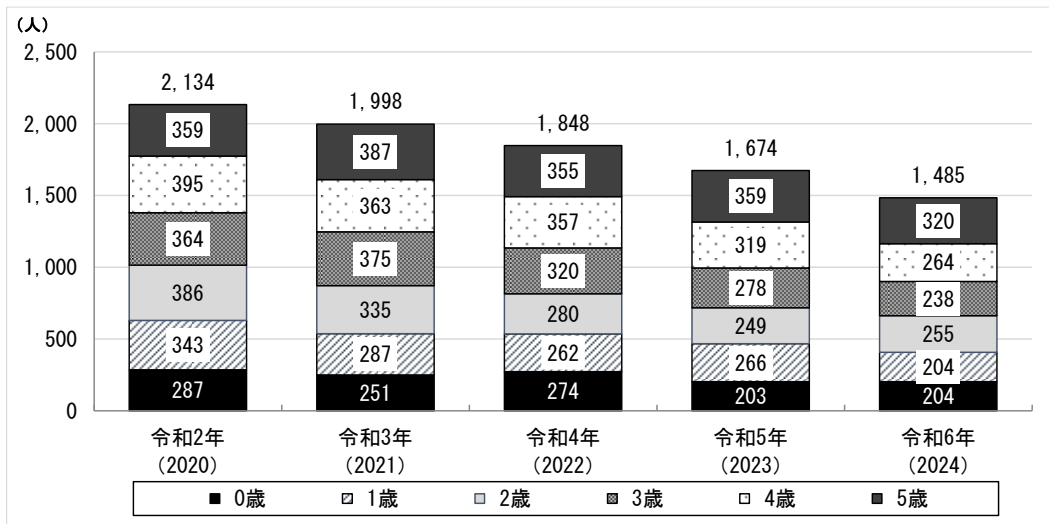
本市の子ども・子育てを取り巻く環境として、就学前の入園児童数、小中学生児童数及び放課後児童クラブの利用状況、アンケート調査による子育て家庭の状況等についてまとめます。

1 就学前児童の状況

(1) 就学前児童数の推移

令和2年(2020)以降の就学前児童数(0~5歳児)の推移をみると、年々減少傾向が続き、令和6年(2024)3月31日現在の就学前児童数は1,485人となっています。

図表 就学前児童数の推移



(単位：人)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
0歳児	287	251	274	203	204
1歳児	343	287	262	266	204
2歳児	386	335	280	249	255
3歳児	364	375	320	278	238
4歳児	395	363	357	319	264
5歳児	359	387	355	359	320
合計	2,134	1,998	1,848	1,674	1,485

資料：むつ市（住民基本台帳 各年3月31日）

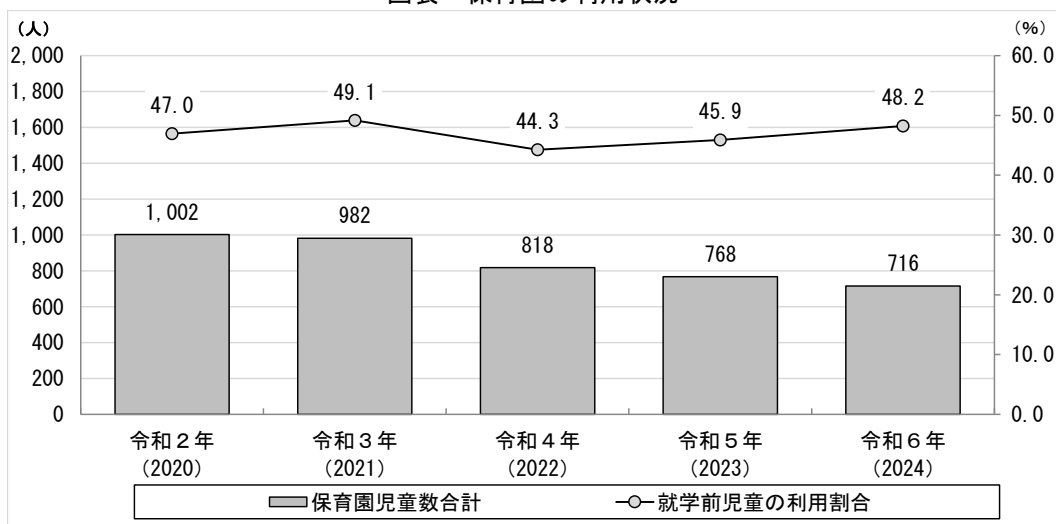
(2) 保育園の利用状況

令和6年(2024)4月現在、市内には私立の保育園12園・小規模保育施設1園が運営されています。(令和4年(2022)より、よしの保育園が認定こども園に移行)

保育園の園児数の推移(各年4月1日現在)をみると、年々減少傾向が続き、令和6年(2024)には716人となっています。

なお、就学前児童に占める園児数の割合は増加傾向にあり、令和6年(2024)には48.2%となっています。

図表 保育園の利用状況



(単位：人、%)

	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)	令和6年(2024)
保育園児童数合計	1,002	982	818	768	716
就学前児童の利用割合	47.0	49.1	44.3	45.9	48.2

	利用者数					令和6年定員	令和6年充足率
	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)	令和6年(2024)		
近川保育園	35	40	33	26	23	40	57.5
並木保育園	105	99	94	87	73	100	73.0
海の子保育園	43	45	34	25	23	40	57.5
白百合保育園	107	112	100	102	95	120	79.2
小川町第二白百合保育園	108	117	110	109	92	110	83.6
ゆきのこ保育園	134	130	118	107	102	140	72.9
大平保育園	77	76	70	70	65	90	72.2
柳町ひまわり保育園	112	105	106	98	101	120	84.2
苫生ひまわり保育園	113	107	108	101	99	120	82.5
よしの保育園	91	93	認定こども園へ移行				
エビナ保育園	25	21	18	18	16	20	80.0
あすなろ保育園	32	24	16	14	17	20	85.0
脇野沢保育園	3	0	0	0	0	20	0.0
ナーサリーしらゆり	17	13	11	11	10	19	52.6
保育園 合計	1,002	982	818	768	716	959	74.6

資料：むつ市(各年4月1日)

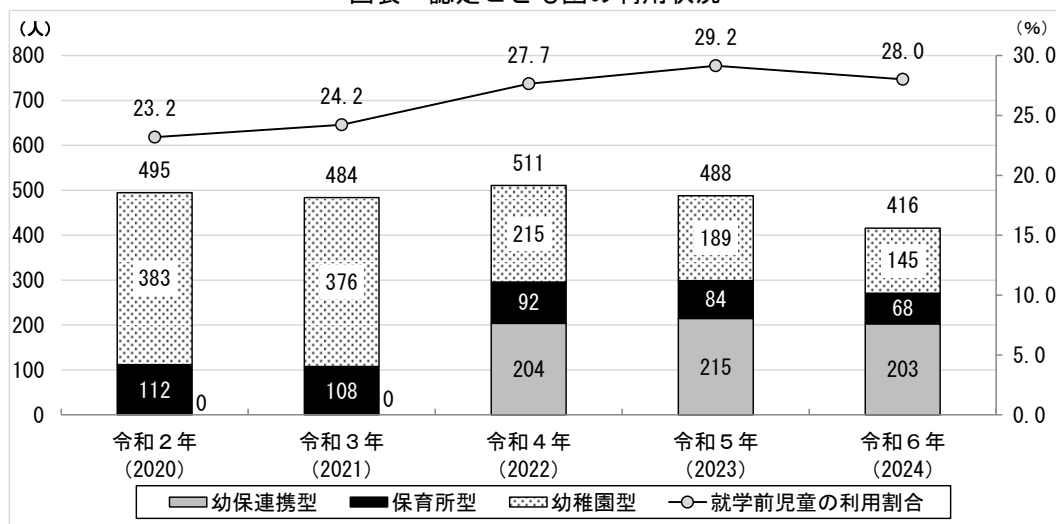
(3) 認定こども園の利用状況

令和6年(2024)4月現在、市内には認定こども園が7園(幼保連携型2園、保育所型2園、幼稚園型3園)が運営されています。

認定こども園の園児数の推移(各年4月1日現在)をみると、よしの保育園がよしのこども園に移行した令和4年(2022)に増加しましたが、その後は減少傾向が続き、令和6年(2024)には416人となっています。

なお、就学前児童に占める園児数の割合は令和5年(2023)まで上昇傾向が続き、令和6年(2024)には1.2ポイント下降し、28.0%となっています。

図表 認定こども園の利用状況



(単位：人、%)

	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)	令和6年(2024)
幼保連携型	—	—	204	215	203
保育所型	112	108	92	84	68
幼稚園型	383	376	215	189	145
認定こども園児数合計	495	484	511	488	416
就学前児童の利用割合	23.2	24.2	27.7	29.2	28.0

		利用者数				令和6年定員	令和6年充足率	
		令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)			令和6年(2024)
幼保連携型	よしのこども園	保育園から移行		78	83	80	90	88.9
	星美幼稚園	幼稚園型から移行		126	132	123	150	82.0
保育所型	大畑中央保育園	64	62	52	48	38	60	63.3
	希望の友保育園	48	46	40	36	30	63	47.6
幼稚園型	こばと幼稚園	61	51	45	36	26	80	32.5
	むつひまわり幼稚園	157	165	137	130	98	176	55.7
	こすもす幼稚園	37	34	33	23	21	60	35.0
	星美幼稚園	128	126	幼保連携型へ移行				
認定こども園 合計		495	484	511	488	416	679	61.3

資料：むつ市(各年4月1日)

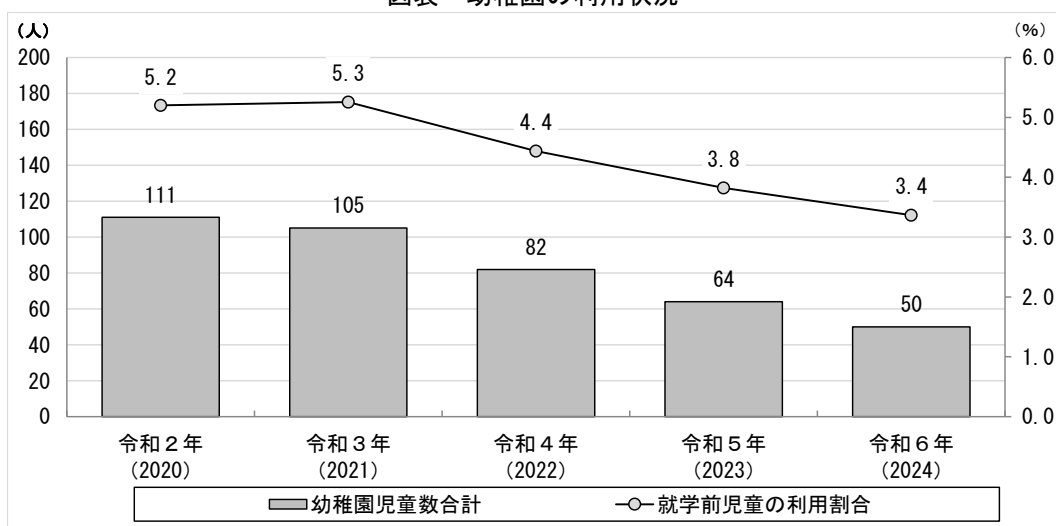
(4) 幼稚園の利用状況

令和6年(2024)4月現在、市内には私立の幼稚園3園が運営されています。(令和6年(2024)3月に田名部カトリック幼稚園が閉園)

幼稚園の園児数の推移(各年4月1日現在)をみると、年々減少傾向が続き、令和6年(2024)には50人となっています。

なお、就学前児童に占める園児数の割合は、令和3年(2021)に上昇したものの概ね低下傾向が続き、令和6年(2024)には3.4%となっています。

図表 幼稚園の利用状況



(単位：人、%)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
幼稚園児童数合計	111	105	82	64	50
就学前児童の利用割合	5.2	5.3	4.4	3.8	3.4

	利用者数					令和6年 定員	令和6年 充足率
	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)		
大湊幼稚園	47	52	40	30	17	25	68.0
あたご幼稚園	24	19	22	19	16	25	64.0
田名部カトリック幼稚園	14	13	6	6	—	—	—
大湊カトリック幼稚園	26	21	14	9	17	20	85.0
幼稚園 合計	111	105	82	64	50	70	71.4

資料：むつ市(各年4月1日)

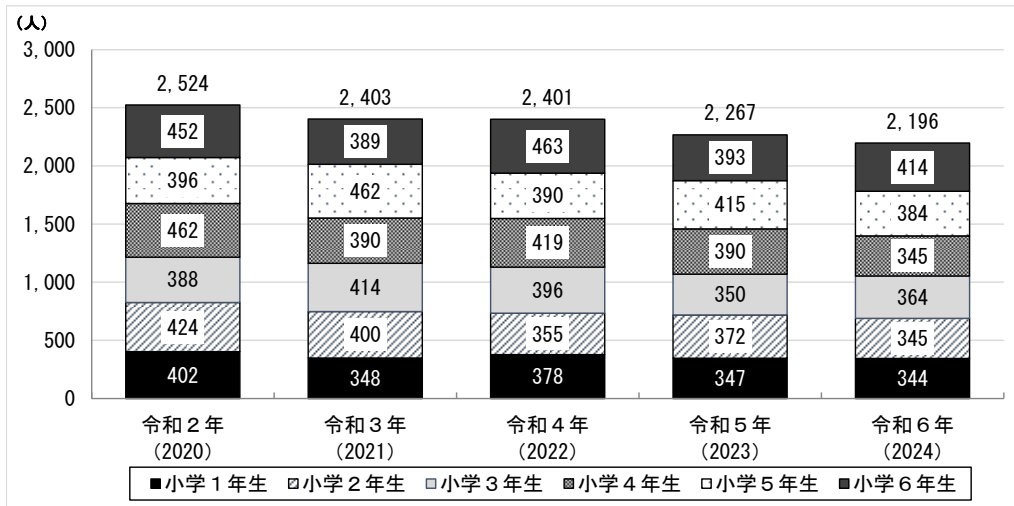
2 小中学校の状況

(1) 小学校の状況

令和6年(2024)5月現在、市内には公立小学校が12校設置されています。(令和4年(2022)3月に二枚橋小学校が閉校)

小学生の推移(各年5月1日現在)をみると、年々減少傾向が続き、令和6年(2024)には2,196人となっています。

図表 小学生の推移



(単位: 人)

	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)	令和6年(2024)
小学1年生	402	348	378	347	344
小学2年生	424	400	355	372	345
小学3年生	388	414	396	350	364
小学4年生	462	390	419	390	345
小学5年生	396	462	390	415	384
小学6年生	452	389	463	393	414
合計	2,524	2,403	2,401	2,267	2,196

	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)	令和6年(2024)
第一田名部小学校	364	338	342	317	308
第二田名部小学校	416	412	416	397	396
苦生小学校	508	476	486	479	477
第三田名部小学校	249	249	234	230	227
奥内小学校	25	17	15	13	13
関根小学校	54	48	48	49	41
大平小学校	443	431	437	413	396
大湊小学校	113	98	98	85	78
川内小学校	105	99	88	77	67
大畑小学校	219	209	211	188	175
正津川小学校	14	11	12	9	8
二枚橋小学校	2	3	—	—	—
脇野沢小学校	12	12	14	10	10
合計	2,524	2,403	2,401	2,267	2,196

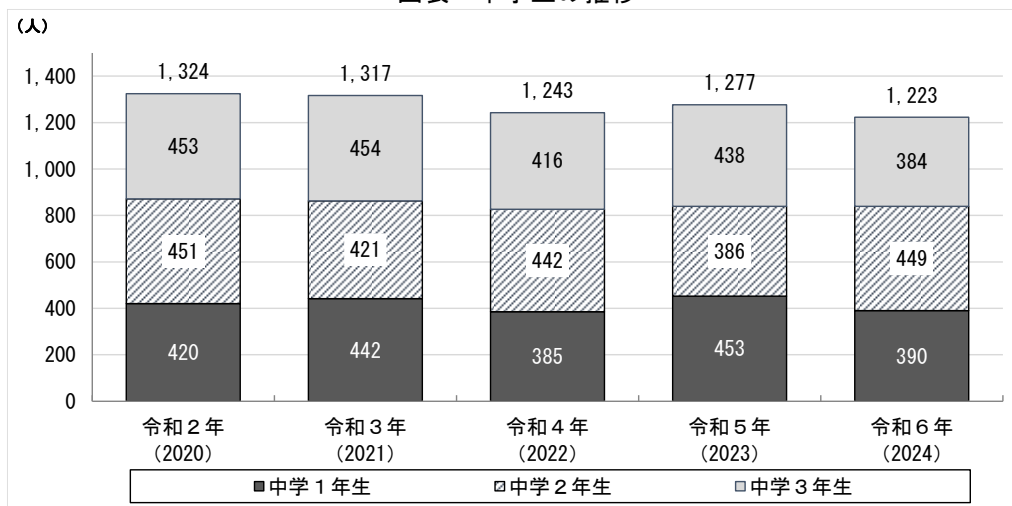
資料: むつ市(各年5月1日)

(2) 中学校の状況

令和6年(2024)5月現在、市内には公立中学校が9校設置されています。

中学生の推移(各年5月1日現在)をみると、令和5年(2023)に入学生が多かったため一時的に増加しましたが、その他の年では減少傾向がみられ、令和6年(2024)には1,223人となっています。

図表 中学生の推移



(単位：人)

	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)	令和6年(2024)
中学1年生	420	442	385	453	390
中学2年生	451	421	442	386	449
中学3年生	453	454	416	438	384
合計	1,324	1,317	1,243	1,277	1,223

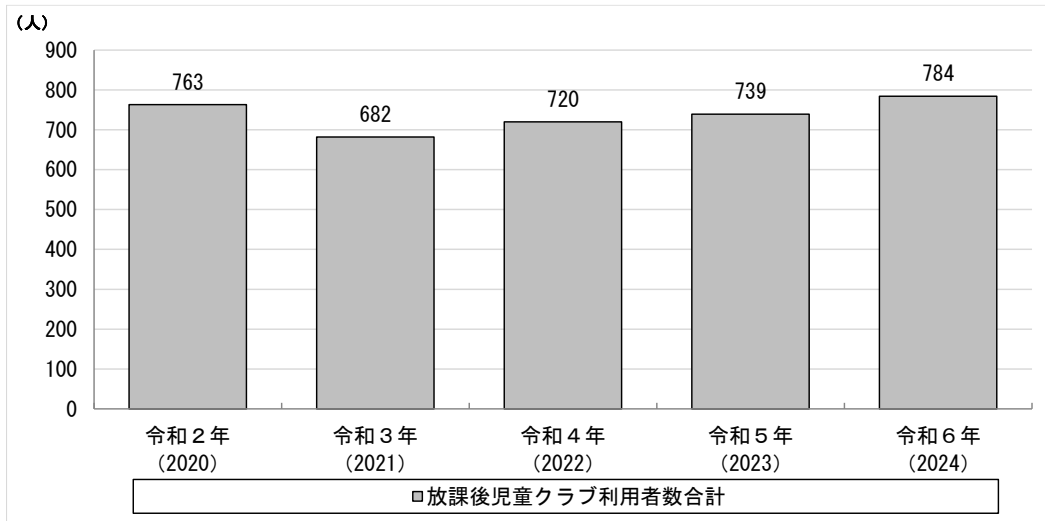
	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)	令和6年(2024)
むつ中学校	166	159	161	165	170
田名部中学校	640	637	626	623	589
関根中学校	18	24	25	32	28
近川中学校	19	24	16	17	10
大平中学校	243	243	219	214	211
大湊中学校	46	48	39	45	45
川内中学校	56	59	55	67	66
大畑中学校	124	115	97	108	98
脇野沢中学校	12	8	5	6	6
合計	1,324	1,317	1,243	1,277	1,223

資料：むつ市(各年5月1日)

(3) 放課後児童クラブの利用状況

放課後児童クラブの利用者数の推移（各年5月1日現在）をみると、11か所で運営されており、コロナ禍において外出制限が行われた令和3年（2021）に682人へ減少しましたが、その後は増加傾向が続き、令和6年（2024）には784人となっています。

図表 放課後児童クラブ利用者数の推移



(単位：人、%)

	利用者数					令和6年 定員	令和6年 充足率
	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)		
第一田名部小学校なかよし会	123	103	108	121	125	90	138.9
第二田名部小学校なかよし会	121	125	130	133	142	109	130.3
第三田名部小学校なかよし会	76	66	56	73	79	40	197.5
苦生小学校なかよし会	147	126	142	148	159	112	142.0
大平小学校なかよし会	130	120	143	119	126	112	112.5
大湊小学校なかよし会	36	24	25	25	23	30	76.7
奥内小学校なかよし会	8	6	7	5	5	20	25.0
関根小学校なかよし会	29	24	31	28	26	30	86.7
川内小学校なかよし会	21	17	18	19	26	30	86.7
大畑小学校なかよし会	68	66	55	62	67	80	83.8
正津川小学校なかよし会	4	5	5	6	6	30	20.0
放課後児童クラブ利用者数合計	763	682	720	739	784	683	114.8

資料：むつ市（各年5月1日）

3 子育て家庭の状況

市内在住の就学前児童・小学生の保護者を対象に行ったアンケート調査から、本市の子育て家庭の状況を次のように整理します。

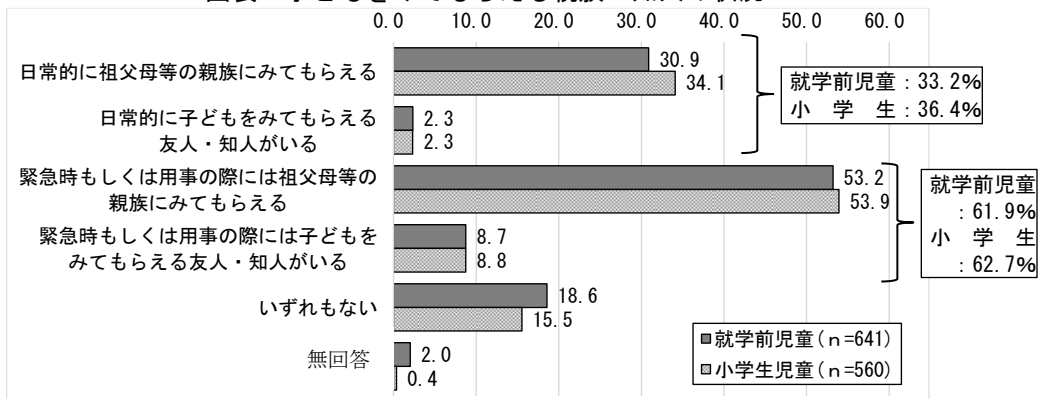
(1) 子どもをみてもらえる状況（就学前児童・小学生児童）

- ◎ 子どもをみてもらえる親族・知人の状況は、就学前児童・小学生児童ともに日常的にみてもらえる人が3割、緊急時にみてもらえる人が6割以上となっています。
- ◎ 親族・知人に子どもをみてもらっている状況は、就学前児童・小学生児童ともに「安心して子どもをみてもらえる」が6割以上となっています。

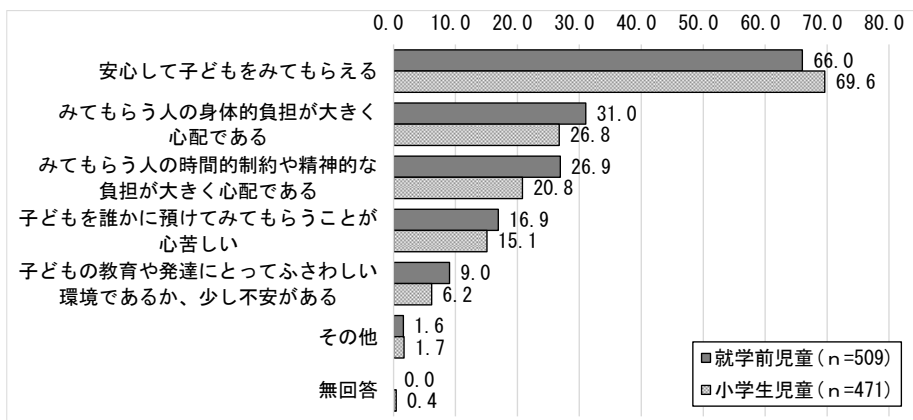
日頃子どもをみてもらえる状況について、親族や知人を合わせてみると、就学前児童では日常的にみてもらえる割合が33.2%、緊急時や用事の際はみてもらえる割合が61.9%、小学生児童では、日常的にみてもらえる割合が36.4%、緊急時や用事の際はみてもらえる割合が62.7%となっています。一方、「いずれもない」と回答した割合が、就学前児童で18.6%、小学生児童で15.5%となっています。

親族・知人に子どもをみてもらっている状況について、就学前児童と小学生児童ともに「安心して子どもをみてもらえる」が最も多く、次いで「みてもらう人の身体的負担が大きく心配である」、「みてもらう人の時間的制約や精神的負担が大きく心配である」も回答が多くみられます。

図表 子どもをみてもらえる親族・知人の状況



図表 親族・知人に子どもをみてもらっている状況



資料：アンケート調査

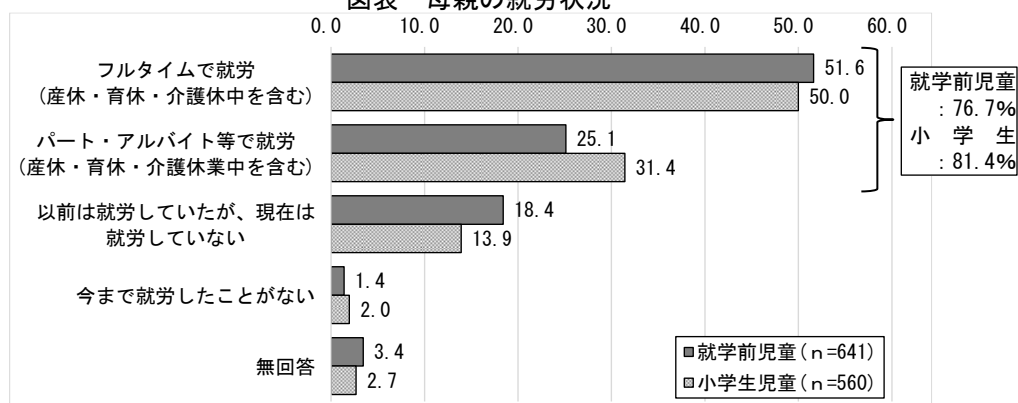
(2) 母親の就労状況・就労意向（就学前児童・小学生児童）

- ◎ 母親の就労している割合（休業中含む）は、就学前児童では7割以上、小学生児童のいる家庭では8割以上となっています。
- ◎ 就労していない母親の就労希望がある割合は、就学前児童では7割以上、小学生児童のいる家庭では6割以上となっています。

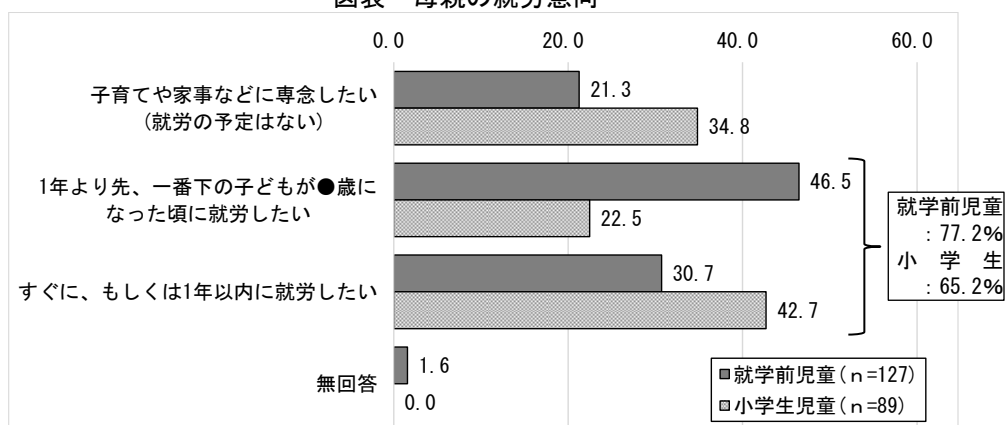
休業中を含めた母親の現在の就労状況について、就学前児童では「フルタイムで就労」(51.6%)、「パートタイム、アルバイト等で就労」(25.1%)を合わせた就労している方は76.7%、小学生児童では「フルタイムで就労」(50.0%)、「パートタイム、アルバイト等で就労」(31.4%)を合わせた就労している方は81.4%となっています。

現在就労していない母親の今後の就労意向について、就学前児童では「1年より先、一番下の子どもが●歳になった頃に就労したい」(46.5%)、「すぐに、もしくは1年以内に就労したい」(30.7%)を合わせた就労希望がある方は77.2%、小学生児童では「1年より先、一番下の子どもが●歳になった頃に就労したい」(22.5%)、「すぐに、もしくは1年以内に就労したい」(42.7%)を合わせた就労希望がある方は65.2%となっています。

図表 母親の就労状況



図表 母親の就労意向



資料：アンケート調査

(3) 教育・保育事業の利用状況・利用意向（就学前児童）

◎ 教育・保育事業の現在の利用と今後の利用意向は、主に「認可保育所」、「認定こども園」、「幼稚園」となっています。

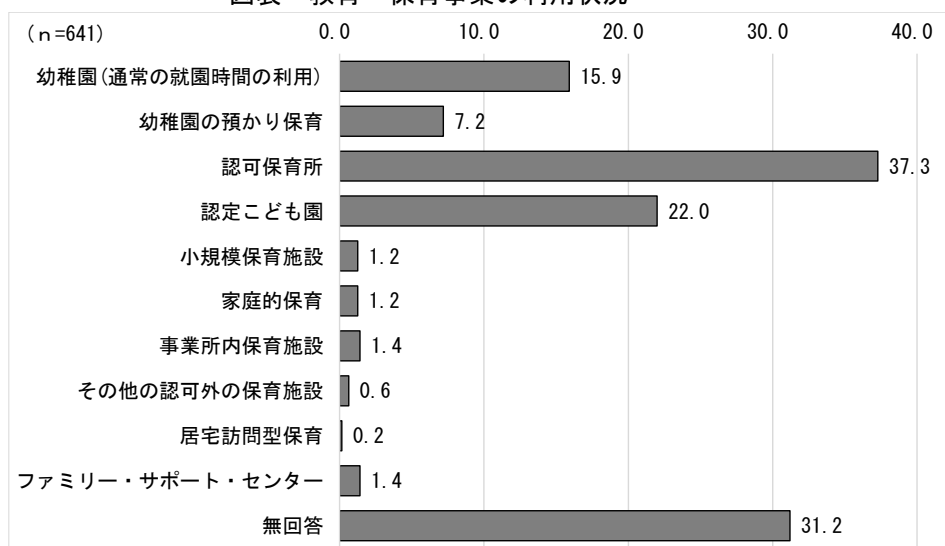
◎ 幼稚園及び幼稚園の預かり保育などの利用意向が多くみられます。

定期的にご利用している教育・保育事業について、「認可保育所」が 37.3%と最も多く、次いで「認定こども園」が 22.0%、「幼稚園」が 15.9%となっています。

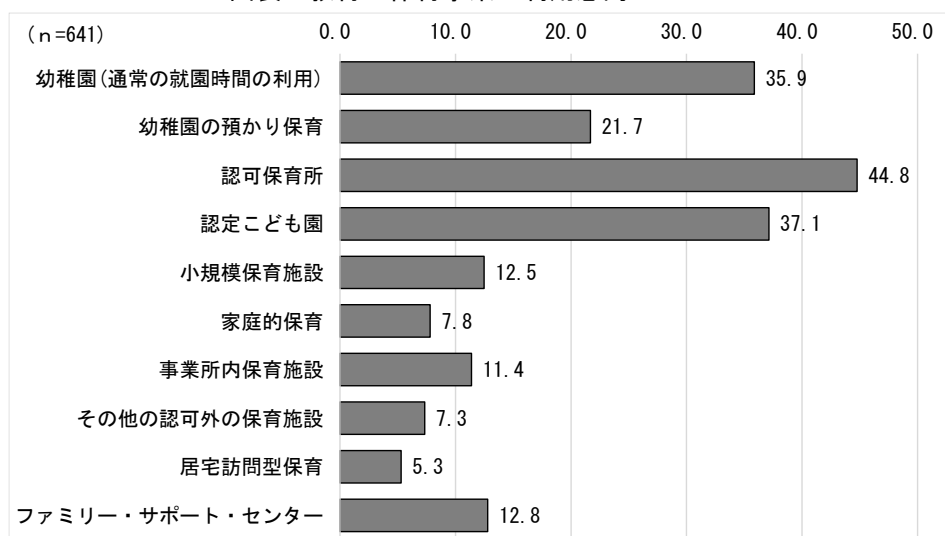
また、今後定期的にご利用したい教育・保育事業についても同様に、「認可保育所」が 44.8%と最も多く、次いで「認定こども園」が 37.1%、「幼稚園」が 35.9%となっています。

なお、「小規模保育施設」「家庭的保育」「事業所内保育施設」「居宅訪問型保育」などの地域型保育や「その他の認可外の保育施設」「ファミリー・サポート・センター」では、5～13%の範囲内で利用意向がみられます。

図表 教育・保育事業の利用状況



図表 教育・保育事業の利用意向



資料：アンケート調査

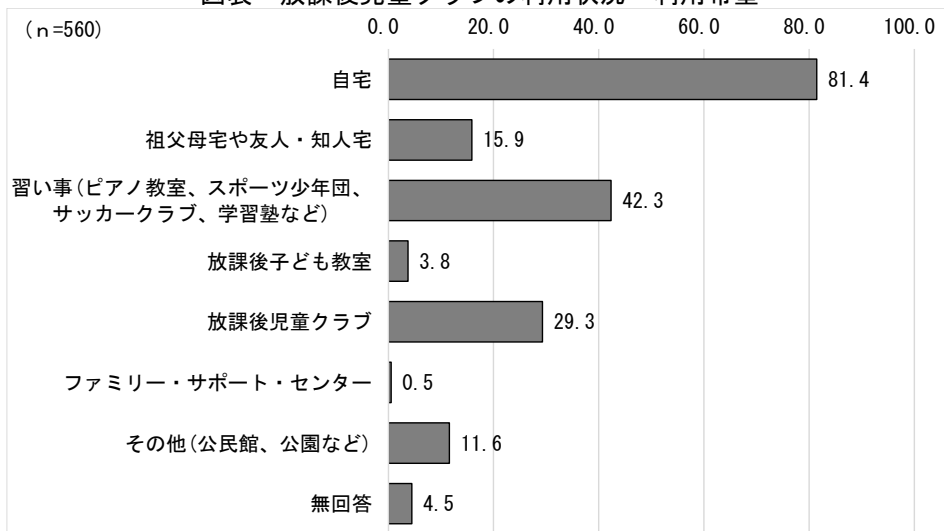
(4) 放課後の過ごし方（小学生児童）

- ◎ 放課後の過ごし方は、主に「自宅」、「習い事」「放課後児童クラブ」となっています。
- ◎ 放課後児童クラブの利用状況・利用希望は、平均日数が約4日、平均時刻（下校時から●時まで）が17時～18時の間となっています。

小学生児童の放課後の過ごし方について、「自宅」が81.4%と最も多く、次いで「習い事」が42.3%、「放課後児童クラブ」が29.3%となっています。

小学生児童の放課後児童クラブの利用について、現在の利用状況が平均日数4.65日、平均時刻（下校時から●時まで）が17時7分、今後の利用希望が平均日数4.11日、平均時刻（下校時から●時まで）が17時54分となっています。なお、今後希望する平均時刻の最大と最小は、現在利用している平均時刻の最大と最小よりそれぞれ1時間ほど伸びています。

図表 放課後児童クラブの利用状況・利用希望



図表 放課後児童クラブの利用状況・利用希望

	現在		今後の利用希望	
	n	値	n	値
平均日数		4.65日		4.11日
最大	n=151	9.00日	n=54	6.00日
最小		1.00日		1.00日
平均時刻（下校時から●時まで）		17:07		17:54
最大	n=153	18:00	n=50	19:00
最小		15:00		16:00

資料：アンケート調査

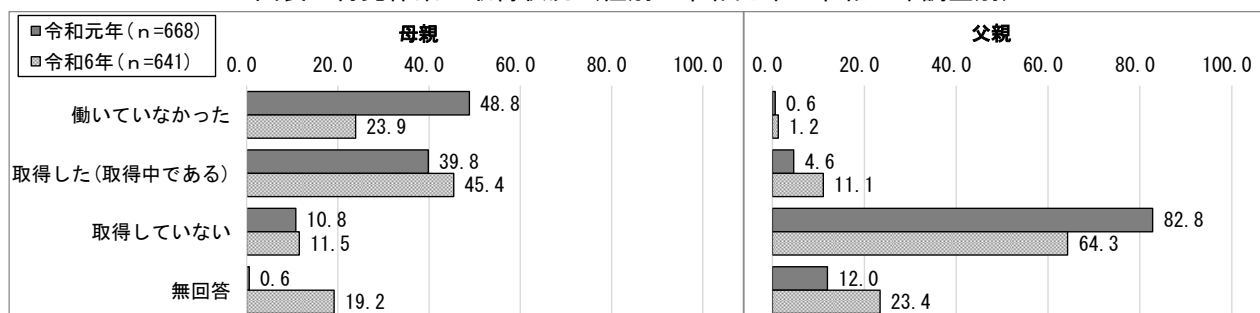
(5) 職場の両立支援制度について（就学前児童）

- ◎ 育児休業の取得状況は母親が4割以上、父親が1割となっており、令和元年調査時よりも母親・父親ともに取得している人が増えています。
- ◎ 育児休業を「取得していない」理由として、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」、父親は「仕事が忙しかった」が第1位となっています。

育児休業の取得について、「取得した」と回答した割合が母親では45.4%、父親では11.1%となっており、令和元年調査と比較してみると、母親が5.6ポイント、父親が6.5ポイントそれぞれ増加しています。また、「取得していない」と回答した父親の割合が82.8%から64.3%へと18.5ポイント低下しており、依然として父親の育児休業の取得は少ないものの、令和元年調査時よりも取得している方が増加しています。

なお、「取得していない」と回答した方の理由として、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」が27.0%と最も多く、次いで「その他」が21.6%、「職場に育児休業の制度がなかった」が20.3%、父親では「仕事が忙しかった」が50.2%と最も多く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が36.7%、「収入源となり、経済的に苦しくなりそうだった」が26.7%となっています。

図表 育児休業の取得状況（性別・令和元年・令和6年調査別）



図表 育児休業の取得していない理由（母親・父親別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
母親 (n=74)	子育てや家事に専念するため退職した 27.0%	その他 21.6%	職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった) 20.3%
父親 (n=412)	仕事が忙しかった 50.2%	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった 36.7%	収入減となり、経済的に苦しくなりそうだった 26.7%

※その他の自由意見（一部抜粋）

- ・ 自営業や個人事業主のため。
- ・ 育休をお願いしたところ、次の契約の更新を切られた。
- ・ パートのため休業しかできなかった。

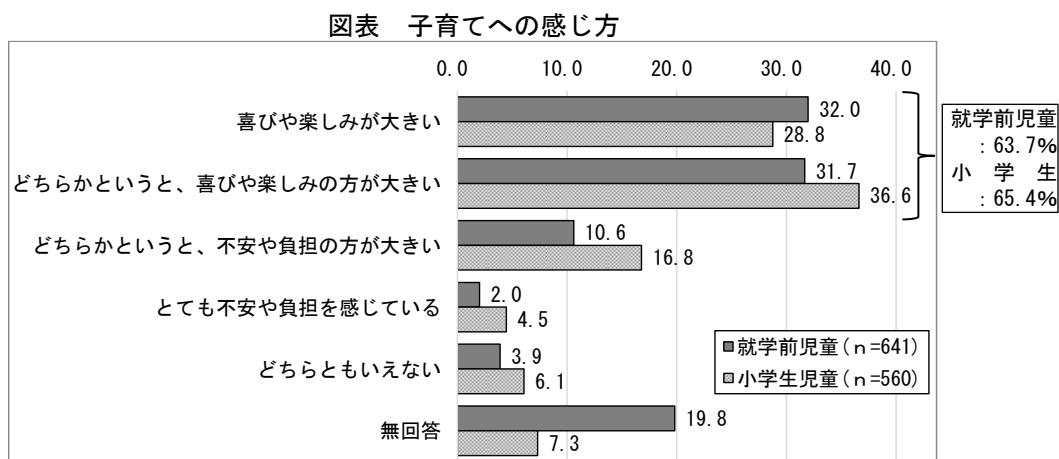
資料：アンケート調査

(6) 子育てへの感じ方・悩みについて（就学前児童・小学生児童）

- ◎ 子育てに対して喜びや楽しみを感じている割合は、就学前児童・小学生児童ともに6割以上となっています。
- ◎ 子育てに関する悩みとして、就学前児童は「自分の時間が十分に持てない」、小学生児童は「子育てにかかる経済的な負担が大きい」をそれぞれ第1位に挙げています。

子育てに対して、就学前児童では「喜びや楽しみが大きい」(32.0%)、「どちらかという
うと、喜びや楽しみの方が大きい」(31.7%)を合わせた割合は63.7%、小学生児童で
は「喜びや楽しみが大きい」(28.8%)、「どちらかというと、喜びや楽しみの方が大き
い」(36.6%)を合わせた割合は65.4%となっています。一方、「とても不安や負担を感
じている」と回答した割合が、就学前児童で2.0%、小学生児童で4.5%となってい
ます。

また、子育てに関する悩み等について、就学前児童では「自分の時間が十分に持てな
い」が58.7%と最も多く、次いで「子育てにかかる経済的な負担が大きい」が56.0%、
「子どもの食事や栄養のことに心配がある」が38.7%、小学生児童では「子育てにかか
る経済的な負担が大きい」が64.6%と最も多く、次いで「子どもの勉強や進学のことに
心配がある」が61.8%、「自分の時間が十分に持てない」が56.6%となっています



図表 子育てに関して悩みや気にかかること（就学前児童・小学生児童別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
就学前児童 (n=641)	自分の時間が十分に持てない 58.7%	子育てにかかる経済的な負担が大きい 56.0%	子どもの食事や栄養のことに心配がある 38.7%
小学生児童 (n=560)	子育てにかかる経済的な負担が大きい 64.6%	子どもの勉強や進学のこと に心配がある 61.8%	自分の時間が十分に持てない 56.6%

※「そう思う」+「どちらかというと思う」と回答した方の割合

資料：アンケート調査

(7) 市に期待する子育て支援について（就学前児童・小学生児童）

- ◎ 市に期待する子育て支援として、就学前児童・小学生児童ともに「雨天時や冬期間の遊び場としての施設を整備してほしい」を第1位に挙げています。
- ◎ 年齢別では、子どもの年齢に応じた施策を期待する回答が多くみられます。

市に期待する子育て支援について、就学前児童では「雨天時や冬期間の遊び場としての施設を整備してほしい」が47.7%と最も多く、次いで「子どもの遊び場としての公園を整備してほしい」が40.4%、「安心して子どもが医療機関を受診できる体制を整備してほしい」が38.4%、小学生児童では「雨天時や冬期間の遊び場としての施設を整備してほしい」が54.3%と最も多く、次いで「学校関係にかかる費用を軽減してほしい」が50.0%、「子どもの遊び場としての公園を整備してほしい」が45.7%となっています。

また、年齢別にみると、就学前児童では0歳が「安心して子どもが医療機関を受診できる体制を整備してほしい」、1歳以上では「雨天時や冬期間の遊び場としての施設を整備してほしい」（3歳のみ「子どもの遊び場としての公園を整備してほしい」も同列）、小学生児童では小学4年生以下が「雨天時や冬期間の遊び場としての施設を整備してほしい」、小学5・6年生が「学校関係にかかる費用を軽減して欲しい」が最も多くなっています。

図表 市の子育て支援施策について特に期待すること（就学前児童・小学生児童別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
就学前児童 (n=641)	雨天時や冬期間の遊び場としての施設を整備してほしい 47.7%	子どもの遊び場としての公園を整備してほしい 40.4%	安心して子どもが医療機関を受診できる体制を整備してほしい 38.4%
小学生児童 (n=560)	雨天時や冬期間の遊び場としての施設を整備してほしい 54.3%	学校関係にかかる費用を軽減してほしい 50.0%	子どもの遊び場としての公園を整備してほしい 45.7%

図表 市の子育て支援施策について特に期待すること（年齢別）

就学前児童	合計	問28 市の子育て支援施策について特に期待すること													無回答
		雨天時や冬期間の遊び場としての施設を整備してほしい	子どもの遊び場としての公園を整備してほしい	子育てに困ったときに相談したり、情報が得られるセンターなどをつくってほしい	保育所(園)を増やしてほしい	幼稚園を増やしてほしい	保育所(園)や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい	地域の保育サービスを充実させてほしい	子どもの発達を支援する施設やサービスを充実させてほしい	不登校の子どもへの支援を充実してほしい	安心して子どもが医療機関を受診できる体制を整備してほしい	育児休暇の取得促進など、企業学べる機会をつくってほしい	子育てについての相談など、企業学べる機会をつくってほしい	その他	
全体	641	306	259	32	15	5	181	40	60	246	113	26	17	142	
0歳	95	47.7%	40.4%	5.0%	2.3%	0.8%	28.2%	6.2%	9.4%	38.4%	4.1%	2.7%	22.2%		
1歳	115	55	43	6	2	0	49	14	4	47	38	6	2	14	
2歳	103	47.8%	37.4%	5.2%	1.7%	0.0%	42.6%	12.2%	3.5%	40.9%	33.0%	5.2%	1.7%	12.2%	
3歳	112	53	53	7	1	2	25	5	10	39	18	3	1	32	
4歳	90	42	38	3	1	1	18	4	7	32	9	3	5	24	
5歳	113	65	59	4	3	0	21	7	18	49	13	4	2	13	
6歳	100.0	61	52.2%	7.1%	2.7%	0.0%	18.6%	6.2%	15.9%	43.4%	15.9%	3.5%	1.8%	11.5%	

小学生児童	合計	問20 市の子育て支援施策について特に期待すること													無回答
		雨天時や冬期間の遊び場としての施設を整備してほしい	子どもの遊び場としての公園を整備してほしい	子育てに困ったときに相談したり、情報が得られるセンターなどをつくってほしい	学校関係にかかる費用を軽減してほしい	放課後や休日に利用できる保育の場を充実してほしい	放課後や休日に利用できる学習の場を充実してほしい	子どもの発達を支援する施設やサービスを充実させてほしい	不登校の子どもへの支援を充実してほしい	安心して子どもが医療機関を受診できる体制を整備してほしい	育児休暇の取得促進など、企業学べる機会をつくってほしい	子育てについての相談など、企業学べる機会をつくってほしい	その他		
全体	560	304	256	36	280	54	109	62	34	163	48	18	20	51	
小学1年生	96	62	53	8	48	10	9	9	1	26	8	3	3	9	
小学2年生	94	52	47	4	44	14	23	9	2	29	7	0	2	9	
小学3年生	98	57	46	4	49	12	23	15	7	24	11	2	4	7	
小学4年生	87	49	39	5	37	8	20	6	5	22	6	5	4	10	
小学5年生	87	50.9%	44.8%	5.7%	42.5%	9.2%	23.0%	6.9%	5.7%	25.3%	6.9%	5.7%	4.6%	11.5%	
小学6年生	98	48	37	11	55	7	19	15	11	30	3	6	4	6	
100.0%	49.0%	37.8%	11.2%	56.1%	7.1%	15.3%	11.2%	15.3%	11.2%	30.6%	3.1%	6.1%	4.1%	6.1%	

資料：アンケート調査

4 教育・保育事業所の状況

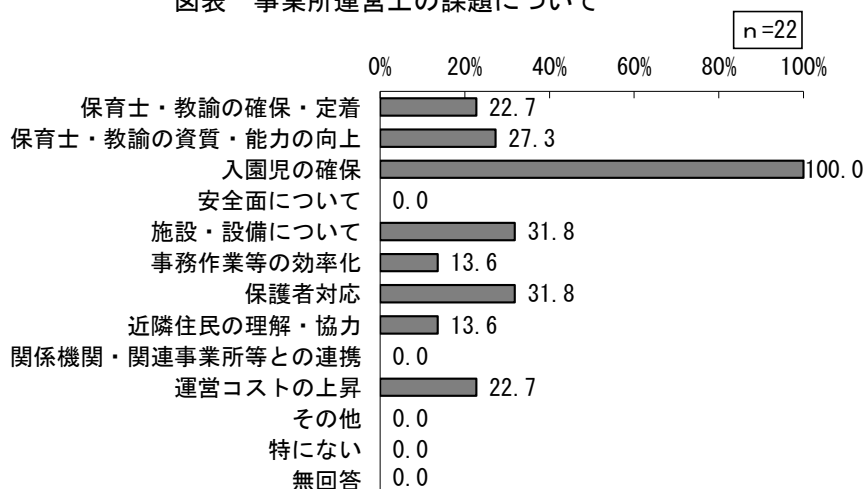
市内の教育・保育施設を対象に行った事業所調査から、本市の教育・保育事業所の状況を次のように整理します。

(1) 運営上の課題について

◎ 運営上の課題については、「入園児の確保」がすべての事業所で回答がみられています。

事業所運営上の課題については、「入園児の確保」が100.0%（22事業所）と最も多く、次いで「施設・整備について」と「保護者対応」がともに31.8%（各7事業所）となっています。

図表 事業所運営上の課題について



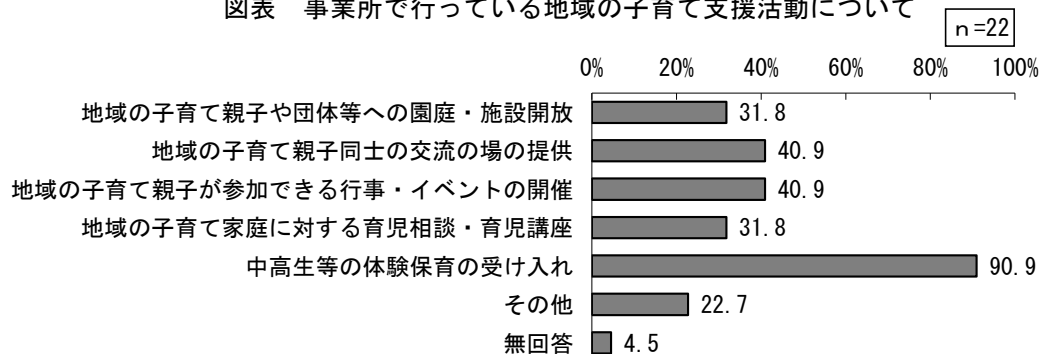
資料：事業所調査

(2) 事業所で行っている地域の子育て支援活動について

◎ 事業所で行っている地域の子育て支援活動については、「中高生等の体験保育の受け入れ」が9割となっています。

事業所で行っている地域の子育て支援活動については、「中高生等の体験保育の受け入れ」が90.9%（20事業所）と最も多く、次いで「地域の子育て親子同士の交流の場の提供」と「地域の子育て親子が参加できる行事・イベントの開催」がともに40.9%（各9事業所）となっています。

図表 事業所で行っている地域の子育て支援活動について



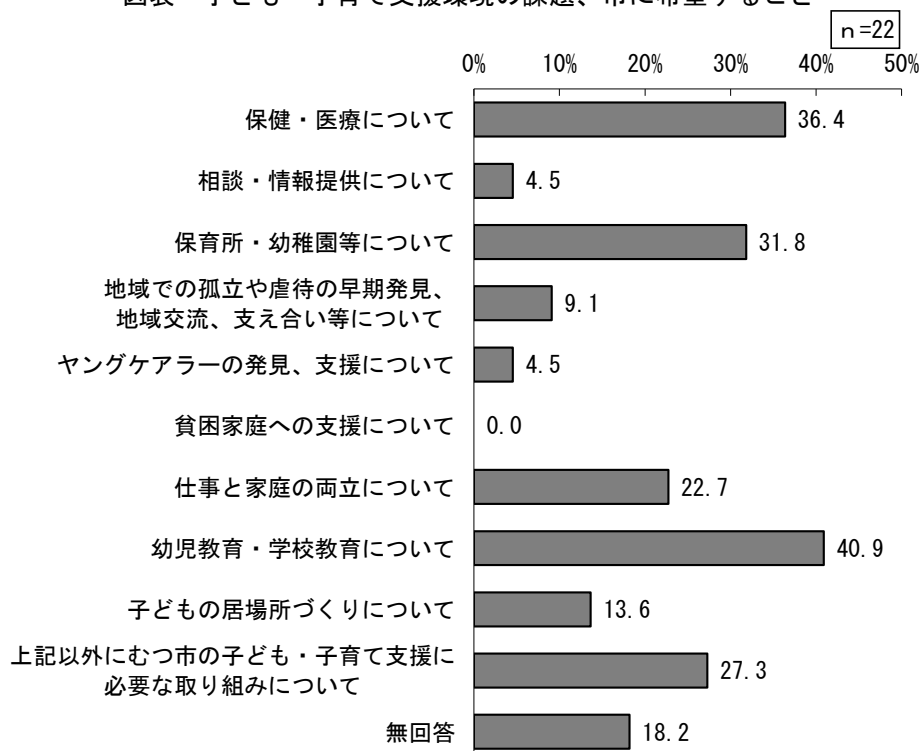
資料：事業所調査

(3) 子ども・子育て支援環境の課題、市に希望すること

◎ 子ども・子育て支援環境の課題、市に希望することについては、「幼児教育・学校教育について」が4割となっています。

子ども・子育て支援環境の課題、市に希望することについては、「幼児教育・学校教育について」が40.9% (9 事業所) と最も多く、次いで「保健・医療について」が36.4% (8 事業所)、「保育所・幼稚園等について」が31.8% (7 事業所) となっています。

図表 子ども・子育て支援環境の課題、市に希望すること



資料：事業所調査

5 第2期計画施策の評価

第2期計画では4つの基本目標と18の施策に基づき、102の事業（再掲含む）を展開していました。

事業の担当課による自己評価の結果では、102の掲載事業に対し、「有効」（AA または A）または、「概ね有効」（B）と評価した事業の割合（有効事業比率）は、各施策で60%～100%、計画全体としては、99事業（97.1%）が「有効」に取り組まれています。

また、実施したものの「課題が残る」（C）、「実施したが利用等実績なし」（D）となった事業は1事業（0.9%）、「一部実施」（E）、「未実施」（F）の事業は2事業（2.0%）となっています。

施 策	掲載 事業数	評 価			有効事業比率 (AA~B) / (掲載事業)
		AA~B	C・D	E・F	
施策1 子どもの健やかな成長を支える					
1-1：家庭の子育て機能の強化	5	5	0	0	100.0%
1-2：地域の子育て機能の強化	8	8	0	0	100.0%
1-3：教育・保育の充実	18	17	0	1	94.4%
1-4：発達支援・療育体制の充実	11	11	0	0	100.0%
1-5：思春期保健対策の推進	3	2	0	1	66.7%
施策2 子どもの人権の尊重と安全・安心を守る					
2-1：児童虐待防止対策の強化	8	8	0	0	100.0%
2-2：心のケア・相談体制の充実	3	3	0	0	100.0%
2-3：防犯対策の推進	3	3	0	0	100.0%
2-4：事故防止対策の推進	4	4	0	0	100.0%
施策3 安心して子どもを生き育てられる環境をつくる					
3-1：母子保健の充実	6	6	0	0	100.0%
3-2：食育の推進	2	2	0	0	100.0%
3-3：小児医療体制の強化	1	1	0	0	100.0%
3-4：相談支援体制の強化	3	3	0	0	100.0%
3-5：経済的支援の充実	6	6	0	0	100.0%
3-6：安心して子育てできる生活環境の整備	10	9	1	0	90.0%
3-7：ひとり親家庭支援の充実	2	2	0	0	100.0%
施策4 仕事と生活の調和の実現を促す					
4-1：仕事と子育ての両立を支援する就労環境の推進	4	4	0	0	100.0%
4-2：多様な教育・保育サービスの提供	5	5	0	0	100.0%
計	102	99	1	2	97.1%

※施策評価基準：AA：市独自の事業として実施（有効）、A：（法令・制度に基づく事業で）実施（有効）、B：実施（概ね有効）、C：実施（課題が残る）、D：実施（実施したが利用等実績なし）、E：一部実施、F：未実施

E・F評価の事業

事業名	事業概要	担当課	実施状況と今後の方向性
1-3 子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病や仕事等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業	子育て支援課	令和6年度現在では未実施ですが、令和7年度中の開設に向けて準備を行っています。
1-5 乳幼児ふれあい体験	中高生を対象に乳幼児にふれあう機会を通じて、生命の尊さを学び、自分や周囲の人を大切にする気持ちを育むこと、自己肯定感や生きる力を育む豊かな心を目指す事業	子育て支援課	新型コロナウイルスの流行以降、様々な感染症を考慮し、事業の実施が困難になりました。本事業の内容は、思春期教室など別の事業を通じ補えるものと考えられるため、既存の事業の内容を充実させ対応していきたいと思います。

6 子ども・子育て支援の課題の整理

前項までの現況及び子ども・子育てを取り巻く環境をもとに、本市の子ども・子育て支援の課題を次のように整理します。

(1) 子どもの減少と多様なニーズに対応した教育・保育体制の整備

児童数の減少は長年にわたって続き、それに伴い教育・保育事業の利用者数は減少しています。その一方で、放課後児童クラブにおける保育ニーズは年々高まっているとみられます。

市内の各教育・保育施設及び放課後児童クラブでは、定員の見直し等により、児童数の減少や教育・保育のニーズの変化に対応していますが、保育の質や環境の向上に向けて、職員の確保や資質の向上、施設・設備の更新・整備が必要です。さらには、母親の就業率の向上、子育てへの意識の変化等に対応できる教育・保育体制の整備を進めていくことが必要です。

(2) 子どもや子育て家庭への切れ目のない支援体制の整備

妊娠期から出産、子育てに至るまで、切れ目なく子どもの健康や発達の状態を把握し、支援できる体制の充実が必要です。また、子どもが身体の健康とともに、精神的にも健康に成長できるよう、保護者や家庭を含めた重層的な相談対応、支援体制の整備が必要です。

さらに、周囲に相談しにくい子どもに対する虐待やいじめ、ひきこもり、貧困等の諸問題、当事者が自覚を持ちにくいヤングケアラーについて、潜在的な課題を掘り起こし、関係機関が連携した包括的な相談や支援につなげていくことが重要です。

(3) 子どもの居場所、親子が安心して活動できる生活環境の整備

従来より、アンケート調査では子育ての環境として子どもの遊び場・公園の整備についての要望が多くみられます。また、小学生を対象とした放課後児童クラブは定員を超える利用がみられ、ニーズが高い事業となっています。

今後は、休日や放課後に子どもが過ごせる居場所や、親子が安心して活動できる公園等の施設、さらには防犯・交通安全対策の充実が必要です。

(4) 仕事と家庭の調和のとれた生活の確立

アンケート調査では、父親、母親ともに育児休業を取得している割合が上昇しています。しかし、父親の6割以上が取得しておらず、その半数が仕事の多忙を理由にしています。

今後は、子育て家庭で男女問わず家事や子育てに参加できるよう、調和のとれた働き方の促進や育児及び育児休業期間の経済的な支援、保育サービスの充実が必要です。

第4章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

第1期、第2期の計画では「いきいき、すくすく みんなで育む むつの未来」を基本理念に、子どもの幸せを第一に考えると同時に、子どもを育てる親や家庭が、安心して子どもを産み、育てることのできる環境づくりを推進してきました。

本計画においてもこれまでの方向性は維持しながら、子どもや子育て家庭が抱える多様な問題を把握し、それぞれの状況に応じた取り組みの推進と、利用者の視点に立ったサービス・支援の提供を行います。また、本市の豊かな自然や伝統を未来へつなぎ、地域全体で子どもだけではなく、子育て家庭全体を支え、未来へつなげていく取り組みを進めていきます。

1 基本理念

こどもの笑顔をまんやかに
みんな
地域で育む むつの未来

2 基本的な視点

(1) すべての子どもが身体的・精神的・社会的に幸福な社会を育てる視点

すべての子どもの生活が保障され、適切な養育や教育を受けられるとともに、年齢や発達に応じて自分の意志や将来の夢を持ち、子どもの育成・成長に最善となる社会の構築を目指します。

(2) 子育て家庭それぞれの状況に合わせた、多様な子育て支援を展開する視点

子どもを生み、育てることを希望する若者や子育て中の保護者が子育ての楽しさや意義を体験の中で実感し、さらには、培った貴重な経験を社会活動等に生かすことで、より豊かな人生を築けるように支援していきます。

(3) 地域みんなで子どもを育て、親子を見守り応援する地域づくりの視点

地域みんなに「育てられた」子どもや親子が地域の良さを知り、多様な文化を持つ地域への愛を育てることで将来的には住み続けたい、子どもを生み育てたい地域づくり、地域を継承する次世代の育成につなげます。また、子どもを「育てる」地域の人々が生き生きとした活動を展開し、活気ある生活環境となっていくことを支援していきます。

3 家庭・地域・事業者・行政の役割

基本理念に示す本市の子育ては、子育ての主体である「家庭」だけでなく、「地域」や「事業者」等も大きな役割を担っています。

下図のように、市をはじめ地域のさまざまな人々や団体、施設等が、本市で子育てをする家庭や子どもの成長をみんなで見守ります。

図表 家庭・地域・事業者・行政の役割（イメージ）



第5章 計画の着実な推進に向けて

本計画の推進に当たっては、関係機関・団体等との連携を深め、情報の共有化を図りながら事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・事業者・行政などそれぞれが子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら、子育て支援に関わるさまざまな施策の計画的・総合的な推進に取り組みます。

1 計画の推進体制

(1) 市民や地域・関係団体等との連携

地域における子育て支援を推進し、本計画を実効性のあるものとしていくためには、市が本計画に基づき、安心安全な子育て支援を着実に展開していくとともに、子育て家庭や地域・関係団体等の主体的な取り組みが必要不可欠となります。

そのため、広報紙やホームページ等の媒体や機会を通じて、積極的に計画の周知や啓発活動等を行うほか、子育て施策や母子保健活動、相談事業等を通じて、子育て家庭の意向を把握し、地域・関係団体等と十分に連携を図りつつ、計画での取り組みを推進します。

(2) 庁内における推進体制

子ども・子育て支援に関する施策は、多岐の分野にわたっており、全庁的な取り組みとして総合的・計画的に推進するため、庁内各関係部局と子ども・子育て支援に関する取り組みを共有し、連携を強化します。

そのため、関係各課と情報の共有化を図り、改善すべき課題等の共通認識を持ち、本計画を推進していきます。

2 計画の達成状況の点検・評価

本計画の達成に向けて、施策の進捗状況を定期的に点検・評価する等、着実な推進に努めます。

第2部 施策の展開

第2部 施策の展開

第1章 子どもの健やかな成長を支える

1-1 家庭の子育て機能の強化

保護者が子育ての中で、子どもと一緒に成長し、楽しさや意義を感じられるように保護者向けの家庭教育支援や地域との結びつきを身につける機会づくりを促進します。

そのために、子育ての中で陥りやすい不安や悩みの相談、リフレッシュの機会となるよう、地域に交流の場を設け、SNSなどを活用した子育てに関する情報提供や、親同士の交流を図る機会、家族が協力し合い、支え合いながら子育てしていくことへの意識啓発の提供に努めます。

また、「第3次むつ市男女共同参画推進実施計画」に基づき、性別にとらわれることなく、子育てや家事などの家庭責任をともに担い、支え合うことができる環境づくりを目指し、男女共同参画の意識啓発や情報提供に努めます。

○子育てやしつけ等に関する知識、技術を習得する機会の充実

1-1-1：子育て情報の提供 担当課：子ども家庭課・子育て支援課・キッズパーク

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

各種の子育て支援サービス情報について、親の世代に合わせて、SNSやホームページ等を活用して、子育てサービスに関する情報提供の充実を図ります。

1-1-2：家庭教育支援 担当課：教育委員会生涯学習課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

家庭教育の充実に向けて、保護者向けに関連する講座の情報を伝えて参加を促したり、機関誌等の配布を行うことで、家庭教育の向上を図っています。

また、関係職員に家庭教育アドバイザーの取得を促すなど、資質の向上に努めます。

○子育て親子同士の交流・情報交換機会の充実

1-1-3：地域子育て支援拠点事業 担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

市内の3か所の保育園・認定こども園で地域子育て支援センターを開設し、親子の交流や保護者同士の交流の場の提供、子育てに関する相談や情報の提供等の総合的な子育て支援を実施しています。

今後も、内容の充実・情報の提供を図り、子育て支援の拠点としての活用を図ります。

○家族が協力し合い、支え合いながら子育てしていくことへの意識啓発

1-1-4：家族が協力して子どもを生み育てることへの意識啓発

担当課：市民連携課・商工労政課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

家族がお互いの人権を尊重し、性別にとらわれることなく、協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義について周知を図るため、性別による固定的な役割分担意識や仕事優先の意識の見直しをはじめ、市民や事業所等へ労働時間、育児休暇の取得促進等の制度について、広報・啓発活動による周知を図ります。

今後も国からのリーフレット及び青森県男女共同参画センターからの展示パネルや貸し出し図書を活用し、家族がともに家事や子育てに関わるよう、普及啓発に努めていきます。

1-2 地域の子育て機能の強化

子育てを家庭や地域社会全体で支えるためには、子育て家庭、地域の関連機関及び地域の人々との連携が必要です。

そのため、地域の一員として、子ども達が健やかに成長し、家族のふれあいの輪を広げられるよう、子ども達が地域でさまざまな人々と関わりを持ちながら、地域活動や世代間交流、子育て支援に関わっている団体と連携して子育て家庭を見守り・支え合う子育て支援体制の構築を目指します。

○地域におけるさまざまな体験・交流機会の充実

1-2-1：子ども会活動支援

担当課：教育委員会中央公民館

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

子どもの自主性を尊重した子ども会活動の活性化を推進し、子ども会が行うボランティア活動や「下北地区子ども会郷土芸能発表会」等の地区活動を継続して支援します。

1-2-2：スポーツ少年団支援

担当課：市民スポーツ課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

青少年にスポーツを振興し、青少年の心身の健全育成に資するスポーツ少年団は、令和6年度から特定非営利活動法人むつ市スポーツ協会へ移管したことから、当協会と必要に応じた連携を行います。

1-2-3：芸術・文化活動支援

担当課：教育委員会生涯学習課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

子どもや青少年に優れた芸術や文化の鑑賞機会の充実を図ります。

1-2-4：青少年体験学習

担当課：教育委員会生涯学習課・中央公民館

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

子どもや青少年に、野外活動や郷土学習、交流など体験活動の機会を提供するとともに、社会情勢や講座への参加状況を勘案しながら、実施内容の検討を行います。

〔 事業の実施概要・計画期間の取り組み 〕

世代間交流を通じて、地域で子ども達とのふれあいの機会を設けることで、地域全体で子ども達の成長を支える意識の醸成に努めます。

○地域の人材を活用した学習機会の充実

1-2-6：地域学校協働活動推進事業（放課後子ども教室）

担当課：教育委員会生涯学習課

〔 事業の実施概要・計画期間の取り組み 〕

地域の住民等幅広い関係機関の参画を得て、地域全体で子ども達の学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が連携・協働して行う様々な活動です。

本事業の重点は、子どもの居場所づくりからコミュニティスクールとのパートナーシップ強化事業へシフトしていることから、これまでの事業により形成された人材とのつながりを活かしながら地域と学校の課題解決にむけての取組を行います。

併せて、本活動に協力いただける人材の確保に取り組めます。

○子ども・子育て支援団体等の組織化、活動の活性化

1-2-7：民生委員・児童委員活動

担当課：総合福祉課

〔 事業の実施概要・計画期間の取り組み 〕

民生委員・児童委員及び主任児童委員による子どもや家庭に対する相談、援助活動の充実を図ります。

○地域全体で子どもを育てていく地域力の強化

1-2-8：子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

担当課：子ども家庭課

〔 事業の実施概要・計画期間の取り組み 〕

地域において子どもの預かり等の援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

また、地域で子育てを支援する活動として、今後も子育て関連施設へパンフレットの配布など普及・啓発に努め、登録会員数の増加や育児支援等の利用促進を図ります。

1-3 教育・保育の充実

幼児期は人間形成の基礎を培う重要な時期であり、幼児期における教育・保育には、豊かな感性や自主性を育てる大切な役割があります。

そのため、本計画「第3部 子ども・子育て支援事業計画」の計画的な推進とともに、多様化したニーズに対応できるよう乳幼児期の発達に即した教育・保育の充実、確保に努めます。

また、就学後の放課後の居場所となるよう放課後児童クラブについても充実、確保に努めます。

○ニーズに応じた教育・保育施設の整備・確保

1-3-1：地域型保育事業の推進

担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

子ども・子育て支援新制度に基づき、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質が確保された保育を提供し、満3歳未満の保育を必要としている子どもに対して保育（地域型保育事業）を推進します。

また、児童数の減少への対応について協議を進めながら、対応を検討します。

1-3-2：認定こども園の設置・運営

担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

認可幼稚園と認可保育園が連携して一体的な運営を行い、健やかな成長が図られるよう適切な環境を与え、かつ保護者の子育て支援を行う認定こども園の推進を図ります。

なお、幼稚園・保育園から認定こども園への移行については、それぞれの施設ならびに運営事業者の意向を把握して実施します。

また、開設された認定こども園においては、地域のニーズ、保護者のニーズ、設立の方向性を勘案しながら、適切な教育・保育の実施に努めます。

1-3-3：教育・保育施設等の環境の整備

担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

保育需要に対応するため、地域の状況を勘案して、定員の見直しを検討します。

また、老朽化した教育・保育施設等の改築に要する費用の一部を補助し、教育・保育環境の整備に努めます。

1-3-4：保育施設危機管理整備

担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

「むつ市保育所等の災害時における臨時休園等のガイドライン」を令和6年2月に制定し、保育施設の臨時休園基準を定めました。園児・保育施設職員・保護者の安全確保を行うとともに、火災への対応、部外者の進入を防止するなど安全に配慮し、危機管理に対応した設備の整備を促進します。

また、園外活動における道路の安全及び、送迎バスのブザーなど園内設備以外の安全についても確認します。

○教育・保育サービスの充実

1-3-5：乳児保育事業

担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

現在、生後6か月以降の乳児の受け入れを行っているほか、生後2か月以降の乳児の受け入れも拡充しています。また、市内保育施設の0歳児クラス・1歳児クラスの園児を対象におむつの無償化を実施しています。

今後も産休明けからの乳児保育の実施、保護者の負担軽減の継続及び充実に努めます。

1-3-6：地域子育て支援拠点事業（再掲）

担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

市内の3か所の保育園・認定こども園で地域子育て支援センターを開設し、親子の交流や保護者同士の交流の場の提供、子育てに関する相談や情報の提供等の総合的な子育て支援を実施しています。

今後も、内容の充実・情報の提供を図り、子育て支援の拠点としての活用を図ります。

1-3-7：利用者支援事業

担当課：子ども家庭課・子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

令和6年4月に開設した「こども家庭センター」を中心に、子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに関係機関との連絡調整を実施します。

1-3-8：子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（再掲）

担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

地域において子どもの預かり等の援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

また、地域で子育てを支援する活動として、今後も子育て関連施設へパンフレットの配布など普及・啓発に努め、登録会員数の増加や育児支援等の利用促進を図ります。

1-3-9：幼稚園における子育て支援活動

担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

現在、市内6か所の幼稚園・認定こども園で未就園児を対象に子育て支援活動を実施しています。

親子登園、子育てサークルの支援、子育てに関する相談や情報提供に努めます。

1-3-10：乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

教育・保育施設等に入所していない満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者の心身の状況や養育環境を把握、子育てについて情報提供や助言等を行う事業です。

令和7年10月より、市内教育・保育施設等において実施を予定しています。

○就労形態の多様化に対応した保育及び放課後の居場所の確保

1-3-11：延長保育事業

担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

現在、市内14か所の教育・保育施設等で、開所時間を超える延長保育を実施しています。

今後も開所時間を超える保育の実施について継続するとともに、その充実を図ります。

1-3-12：休日保育事業

担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

現在、市内1か所の認定こども園で満2歳以上を対象とした、祝日の休日保育を実施しています。

今後も日曜日の実施等について、需要の動向を見極めながら、引き続き実施を検討します。

1-3-13：預かり保育の充実

担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

現在、すべての幼稚園・認定こども園で実施しています。

今後も多様な保育ニーズに対応するため、預かり保育のさらなる充実を図ります。

1-3-14：放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

市内小学校に放課後児童クラブ（なかよし会）を設置し、民間委託して運営しています。

今後も保護者が就労等で昼間不在となる小学校就学児童を対象に、適切な遊びや生活の場を与え、健全育成を図ります。

また、放課後子ども教室との一体的な取り組みなど、活動のさらなる充実に努めます。

○保護者の緊急時、子どもの病気等への対応

1-3-15：一時預かり事業

担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

一般型については現在、2か所の認定こども園で実施しています。また、幼稚園型については、すべての幼稚園・認定こども園（幼稚園機能）で実施しています。

今後も保護者の緊急時への対応や心理的・身体的な負担を軽減できるよう拡充を図ります。

1-3-16：病児保育事業

担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

病後児保育を委託して実施しておりましたが、令和4年度から病児対応型へ移行し、現在、病児対応型2か所、体調不良児型1か所、計3か所で実施しています。

今後も引き続き利用枠の拡充に努めます。

1-3-17：子育て短期支援事業（ショートステイ）

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

令和7年度より本事業を開始します。実施に当たっては、保護者、児童の状況を的確に把握し、安全性に配慮した実施に努めます。

○教育・保育施設・小学校 関係機関との連携強化

1-3-18：教育・保育施設・小学校 関係機関との連携

担当課：子ども家庭課・教育委員会学校教育課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

教育・保育施設と地域型保育事業との連携に当たっては、認可された地域型保育事業者に対し、すべての教育・保育施設が参加する子育て支援関係機関ネットワークへの参加を呼びかけ、情報の共有をはじめ、必要に応じた連携を進めます。

また、市内の教育・保育施設、小学校、関係団体などとの連携を一層強化し、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

1-3-19：小中一貫教育推進事業

担当課：教育委員会学校教育課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

小中一貫教育の推進のため、小中一貫教育非常勤講師を配置し、小・中学校間での乗り入れ授業、小学校における一部教科担任制の導入等、児童生徒の学習及び活動支援を行います。

また、事業の実施に必要な人材の確保・育成を図ります。

1-4 発達支援・療育体制の充実

子ども達の個性と能力を最大限伸ばしていくため、一人ひとりの特性や発達段階に応じたきめ細かな養育の実践を目指します。

また、障がいの早期発見に努めるとともに、障がいや配慮の必要な子どもが、その程度に応じた適切な環境の中で生活を営むことができるよう、特別支援学校など専門機関との連携のもと、子ども達の将来に向けて、自らの生き方、暮らし方を選択できるよう、療育・発達支援を推進します。

○障がい等に対する理解

1-4-1：障がいへの理解の推進

担当課：総合福祉課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

障がいへの理解を深めノーマライゼーションの社会実現のため、社会福祉協議会、当事者団体、ボランティア団体、障がい福祉サービス提供事業所との連携を強化し、広報紙や市のホームページ、パンフレット等を活用し、市民を対象に広報・啓発活動を推進します。

○障がい等の早期発見・早期対応

1-4-2：母子保健事業と連携した早期発見・療育の実施

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

妊産婦の健康教育、保健指導及び健康診査、周産期医療等の充実、新生児や乳幼児に対する健康診査・指導等を適切に実施するとともに、障がいの早期発見、早期治療につなげるよう、保健活動の充実に努めます。

また、関係機関との連携を図りながら支援できるよう体制を整えていきます。

1-4-3：育児相談

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

健康相談事業の中で、発達の遅れや障がいのある子どもへの育児相談に対応するとともに、障がいをもつ子どもやその可能性のある子どもの保護者同士が交流できる機会を確保するなど、保護者の不安の軽減や仲間づくりに努めます。

1-4-4：障がい児療育相談

担当課：総合福祉課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

市内の相談支援事務所に委託している「相談支援事業」を継続し、障がいについて不安を感じている市民が気軽に相談できる機会を提供します。

また、児童発達支援センターを中心に、相談支援体制と療育の場を充実させるとともに適切なサービスの提供に努めます。

○要保護児童への対応

1-4-5：スクールサポーター配置事業

担当課：教育委員会学校教育課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

多動傾向や介助を必要とするなど特別な配慮を必要とする児童生徒の学校生活の支援を行います。

また、スクールサポーターは令和6年度に増員したものの、各学校のニーズに合わせてさらなる増員に努めるとともに、指導力向上を図ることができるよう努めます。

1-4-6：教育研修センター開設事業

担当課：教育委員会学校教育課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

教育支援センターを利用する児童生徒に対し、学校復帰や社会的自立に向けて必要な支援を行います。また、時代の変化に対応した指導方法を検討します。

○障がい児保育、特別支援教育の充実

1-4-7：障がい児保育事業

担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

集団保育可能な児童を対象として、関係課との情報連携や教育・保育施設と保護者との事前面談を実施し、受け入れの拡充を図ります。

1-4-8：障がい児受け入れ体制の整備・拡充

担当課：子ども家庭課・教育委員会総務課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

地域の実情や家庭の要請に応じて障がいのある児童の受け入れの拡充を目指します。

1-4-9：特別支援教育推進委員会

担当課：教育委員会学校教育課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

児童生徒の適切な就学を図るとともに、各学校の特別支援教育の一層の充実を図るための支援、受け入れ体制の充実に努めます。

1-4-10：障害児通所支援事業

担当課：総合福祉課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

「放課後等デイサービス」や「児童発達支援」については、引き続きサービス提供事業所と連携して受け入れ体制の維持・拡充に努めます。

○児童発達支援センター、児童相談所をはじめ関係機関との連携強化等

1-4-11：関係機関との連携による児童への発達支援 担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

子どもの発達や特別な支援を要する子どもに関するさまざまな対応について、児童発達支援センター、児童相談所をはじめ関係機関と連携して、子どもの状況や発達段階に応じたきめ細やかな支援を行います。

1-4-12：障がい児インクルージョン推進体制 担当課：総合福祉課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

児童発達支援センターや保育園等訪問支援等を活用し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築を図ります。

1-5 思春期保健対策の推進

思春期における心と体の健康づくりを支援するために、家庭や学校保健と連携し、喫煙や薬物の有害性についての基礎知識の普及を図り、思春期の心と体の健康づくりを支援します。

また、乳幼児との交流・育児体験を通じて、思春期の子ども達が子どもを生き育てることの意義について学習することは、親の愛情や家庭の温かさ、命の尊さ、他者への思いやりなどについて学ぶとても良い機会となることから、乳幼児とのふれあいの機会を通して、子どもの豊かな人間性を形成し、周囲の人を大切にする気持ちや生きる力を育む豊かな心を目指します。

○性教育の推進

○たばこ・アルコール・薬物に関する教育の推進

1-5-1：思春期教室

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

思春期の子ども達や関係者に対する思春期教育の中で、「命の重さ、大切さ」を中心に、性や喫煙、アルコール依存、薬物乱用など、自分の身体・健康を守る力の育成を図ります。

【思春期健康教室等】

○非行の防止・保護

1-5-2：青少年健全育成

担当課：総合福祉課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

関係機関・団体等との連携により、子ども達を取り巻く社会環境の変化に合わせ、より効果的な街頭指導やキャンペーン事業を実施することで、非行の防止・保護の徹底に努めます。

第2章 子どもの人権の尊重と安全・安心を守る

2-1 児童虐待防止対策の強化

保健・福祉・教育等の関係機関が相互に連携を図り、児童虐待の問題に適切に対応できるように、関係機関とのネットワークの構築による虐待の発生予防や早期発見、家族への支援ができる体制の充実を図ります。

また、地域では、子どもや保護者の様子に気を配ることで児童虐待の防止や早期発見が期待できることから、地域の人々と関係機関が連絡し合い、身近な生活の場における見守り体制の充実を図るとともに、児童虐待に関する知識の普及啓発に努めます。

○育児不安の解消及び養育支援の充実

2-1-1：育児相談（再掲）

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

健康相談事業の中で、発達の遅れや障がいのある子どもへの育児相談に対応するとともに、障がいをもつ子どもやその可能性のある子どもの保護者同士が交流できる機会を確保するなど、保護者の不安の軽減や仲間づくりに努めます。

2-1-2：家庭児童相談事業

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

家庭での養育の困り感に対する相談への指導・助言の充実を図り、保護者の不安・負担軽減に努めます。

2-1-3：訪問指導事業

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

妊産婦、新生児・乳幼児を対象に家庭訪問をし、乳幼児の健康管理や育児に関する支援を行います。

今後も安心して育児ができるよう、情報提供を継続するとともに、訪問後に支援が必要な家庭への支援体制を充実させていきます。

【妊婦訪問指導、産婦訪問指導、新生児訪問指導等】

2-1-4：乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

すべての乳児（生後4か月まで）がいる家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭に対しては、それぞれの状況に応じて適切なサービス提供に結びつけることで、子どもの健やかな育成を図ります。

2-1-5 : 養育支援訪問事業

担当課 : 子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

こんにちは赤ちゃん事業や母子保健事業において養育支援が必要と判断した家庭を訪問し、助言・指導することで、家庭での適切な養育を支援します。

○虐待の早期発見・早期対応に向けた取り組みの推進

2-1-6 : 児童支援ネットワーク事業

担当課 : 子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

要保護児童等対策地域協議会の充実と関係者会議等により、共通認識のもとで対応できる体制の整備充実に努めます。

2-1-7 : 児童虐待相談事業

担当課 : 子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

地域に密着した相談の充実を図るとともに、再発防止に向けた支援に努めます。

○児童虐待防止法の周知及び虐待に対する意識啓発

2-1-8 : 虐待防止の啓発

担当課 : 子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

児童虐待等の発生予防及び早期発見のために、広報紙等を活用した児童虐待に関する情報の提供及び知識の啓発を行います。

2-2 心のケア・相談体制の充実

犯罪やいじめ、児童虐待等により被害を受けた児童の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、児童に対するカウンセリング、保護者に対する助言等、学校や関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。その際、児童相談所、保健所の機能を活用し、子どもやその家族に対する総合的な助言を行います。

また、学校において、心身症、ひきこもり、不登校、いじめ問題、性に関する悩み等に対応するため、スクールカウンセラーの配置を促進するなど、児童生徒の悩みや課題への対応の充実を図ります。なお、ヤングケアラーに対し、必要な支援につなげられるよう実態把握に努めます。

○スクールカウンセラーの配置

2-2-1 : スクールカウンセラーの配置

担当課 : 教育委員会学校教育課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

小・中学校において、児童・生徒やその保護者等に対し、スクールカウンセラーが各種相談に応じます。

また、相談を必要とする児童・生徒の増加に対応できるよう、人材の確保とよりよいカウンセリングができる時間、来校頻度の設定ができるよう県に働きかけます。

○各種相談窓口の周知

2-2-2：家庭児童相談事業（再掲）

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

家庭での養育の困り感に対する相談への指導・助言の充実を図り、保護者の不安・負担軽減に努めます。

○いじめ防止・不登校対策の推進

2-2-3：自立支援相談員配置事業

担当課：教育委員会学校教育課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

不登校や不登校傾向の状態にある児童生徒の支援を行うため自立支援相談員を配置し、対面や電話、メールなど、多様な方法で児童生徒のカウンセリングを行うとともに、小中学校との連携を図りながら児童生徒の悩みや課題に対応します。

○こどもの権利の普及啓発

2-2-4：こどもの権利擁護事業

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

こどもの権利の普及啓発を図りながら、こどもの権利相談窓口の周知に努め、子どもの声を聴く取り組みを実施します。

○ヤングケアラーへの支援

2-2-5：ヤングケアラーの把握・支援

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

ヤングケアラー（家族の介護その他に日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者）の支援には、早期に把握していくことが重要であることから、関係者がヤングケアラーについての理解を深めること、また、子どもからの相談窓口があることの周知を行い、関係機関と連携しながら速やかに適切な支援につなげられるよう努めます。

2-3 防犯対策の推進

市民の自主防犯行動を促進するため、各種防犯学習の推進や犯罪等に関する情報の提供を行うとともに、子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施します。

また、被害を受けた子どもには家庭や関係機関等と連携して、相談員による継続的な支援を行います。

○防犯に関する知識・技術の習得支援及び意識啓発

2-3-1：広報・啓発活動

担当課：総合福祉課・都市計画課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

道路、公園、駐車、駐輪場等の市街地における防犯設備の整備の推進及び必要性に関する広報・啓発活動を推進します。

○地域における見守り活動の促進

2-3-2：地域防犯活動推進

担当課：総合福祉課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

市民の自主防犯活動を推進するため、警察と連携し、情報の提供や対象者に応じた参加・体験・実践型の防犯学習を推進します。

○犯罪被害に対する相談支援体制の充実

2-3-3：継続的支援活動

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

各種相談員により、家庭及び学校等の関係機関と連携して被害を受けた子どもに対し継続的支援活動を効果的に行います。

2-4 事故防止対策の推進

子ども達が交通事故に遭わないように、通学路や事故多発地区、交差点における信号機や安全標識等の交通安全施設を整備するとともに、警察、幼稚園、保育園、認定こども園、学校及び関係機関が連携・協力体制を強化し、子ども及び子育て家庭を対象とした交通安全教育に努めます。

○交通事故防止対策の推進

2-4-1：交通安全啓発

担当課：環境政策課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

交通事故防止についての広報・啓発活動を行います。

2-4-2：子どもの交通事故防止対策

担当課：環境政策課・総合福祉課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

新入学児童へ交通安全の啓発や通学路へ交通整理員、見守り隊を配置し、通学路における交通事故防止に努めるほか、子どもの安全に配慮した交通安全施設の整備を促進するとともに、交通事故防止についての広報・啓発活動に努めます。

2-4-3：交通安全教育

担当課：環境政策課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

日常生活において交通安全に必要な基本的技術及び知識を習得できるように、交通広場を活用し、交通安全教育を進めていきます。

○不慮の事故防止対策の推進等

2-4-4：交通安全施設等整備

担当課：環境政策課・土木維持課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

市民生活に密着した道路について、必要性や優先性を考慮しながら歩道設置、交差点改良、路肩整備、反射鏡・ガードレール・標識等の交通安全施設の整備を図ります。

第3章 安心して子どもを生み育てられる環境をつくる

3-1 母子保健の充実

妊娠初期から適切なサポートが受けられ、子どもを安心して出産・育児ができるよう、妊娠期から出産、乳児期、幼児期と保健サービスを切れ目なく提供するとともに、家庭と保健・福祉・医療・教育機関との連携を充実させ、きめ細かな母子保健活動の充実及び、母子の健康維持に努めます。

また、地域の中で子どもや子育て家庭が健やかな成長を育めるよう、育児に不安を抱える家庭に対して窓口やオンラインによる相談体制の充実、生活習慣病予防のための小児肥満対策や妊娠初期から乳幼児までの歯科保健対策等、母子の健康づくり活動を今後も進めます。

○出産・育児に対する不安の軽減に向けた相談・情報提供

○母子の健康づくりに関する知識・技術の習得支援

3-1-1：健康教育

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

正しい離乳食のすすめ方や子どもの健康について（心の成長、生活リズムの大切さ、アレルギー、たばこが体に与える影響、歯磨きの仕方等）、保護者が安心して育児ができるよう情報提供の場として健康教室を開催します。

【離乳食教室、赤ちゃん教室、両親学級、元気教室等】

3-1-2：健康相談

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

地域ぐるみで健やかに子どもを生み、育てられるよう、妊娠期から出産、子育てに至るまで、育児不安の軽減に向けた相談事業を実施します。

【妊婦届出時の窓口相談、妊婦電話相談、赤ちゃん相談・なんでも相談等】

3-1-3：発達相談

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

集団健診等において発達に遅れがみられ経過観察となった子ども及び、育児に不安を持つ親を対象に、子どもの健やかな発達を促すため、発達相談を実施します。

【個別発達相談、こあらっこ教室、ひよこ教室、保育施設巡回相談、未就学児ことばの教室、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニング等】

3-1-4：デジタル技術を活用した子育て支援

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

電子母子手帳を活用し、市からの子育て情報配信やむつ市周辺の病院・子育て施設の情報提供等を行います。また、オンラインで専門医に相談できる体制を整備し、安心して妊娠・出産・子育てができるよう支援します。

○各種健診・訪問指導等の充実

3-1-5：健康診査

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

3歳児までの集団健康診査の実施を充実させるほか、医療機関委託による妊産婦健診及び乳児委託健康診査並びに新生児聴覚検査も実施します。また、受診率の向上に向けた情報発信に努めます。

【妊産婦委託健診、乳児委託健診、新生児聴覚検査、10か月・1歳6か月・2歳・3歳児健診】

3-1-6：訪問指導事業（再掲）

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

妊産婦、新生児・乳幼児を対象に家庭訪問をし、乳幼児の健康管理や育児に関する支援を行います。

今後も安心して育児ができるよう、情報提供を継続するとともに、訪問後に支援が必要な家庭への支援体制を充実させていきます。

【妊婦訪問指導、産婦訪問指導、新生児訪問指導等】

3-1-7：予防接種

担当課：感染症予防課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

予防に重点を置いた子どもの健康づくりとして、予防接種の接種率の向上と未接種者への接種勧奨に努めます。

3-1-8：不妊治療費助成事業

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

子どもを産み育てたいと願いつつ、不妊に悩み治療を受けている方に対し、保険適用後の不妊治療費の全額を助成します。

3-1-9：産前産後サポート事業

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

妊産婦が家庭や地域における孤立感を軽減できるように、不安や悩みの傾聴、相談支援及び地域の母親同士の仲間づくりができるよう交流会を開催し、安心して妊娠期を過ごして育児に臨めるよう努めます。

3-1-10：産後ケア事業

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

産後1年未満の母子を対象に、助産師または保健師が家庭訪問をし、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援を実施します。

3-2 食育の推進

子ども達が生涯にわたり健全な食生活を実践し、豊かな人間性を育むことができるよう、乳幼児期からの栄養バランスのとれた食事の摂り方や望ましい食習慣の理解と定着に努めます。

また、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、各種関係団体等と連携を取り、食育推進計画に沿って乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を行います。

○食生活習慣・食育に関する知識・技術の習得支援

3-2-1：栄養相談

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

離乳食教室や両親学級において、妊産婦や乳幼児の正しい食生活の普及を図るため、妊産婦等を対象に窓口での対面や電話・オンライン等を活用した食に対する適切な指導や情報の提供を行います。

【両親学級、離乳食教室等】

3-2-2：食育推進事業

担当課：子育て支援課・健康づくり推進課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

乳幼児期から思春期の児童・生徒及び保護者を対象に、関係機関と連携を取りながら栄養バランスのとれた食事や朝食の大切さ、正しい間食のとり方、基本的な調理方法等、生涯にわたる健康の基礎となる望ましい食習慣を身につけ、健康に過ごせるよう発達段階に応じた食に関する学習の場を提供します。

【元気教室、親子料理教室】

3-3 小児医療体制の強化

病気にかかった子どもや医療的ケア児に対して、安心して必要な医療が受けられるよう、実施体制の周知や体制整備の強化を図ります。

○夜間・休日等における小児救急医療体制の強化

3-3-1：在宅当番医制度

担当課：感染症予防課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

市内の民間医療機関が輪番により、休日夜間における受診体制を整え、休日急患当番医制度の充実を図っています。また、市のホームページ等を通して実施体制の周知を図ります。

○医療的なケアが必要な子どもへの支援の体制整備

3-3-2：医療的ケア児保育支援事業

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

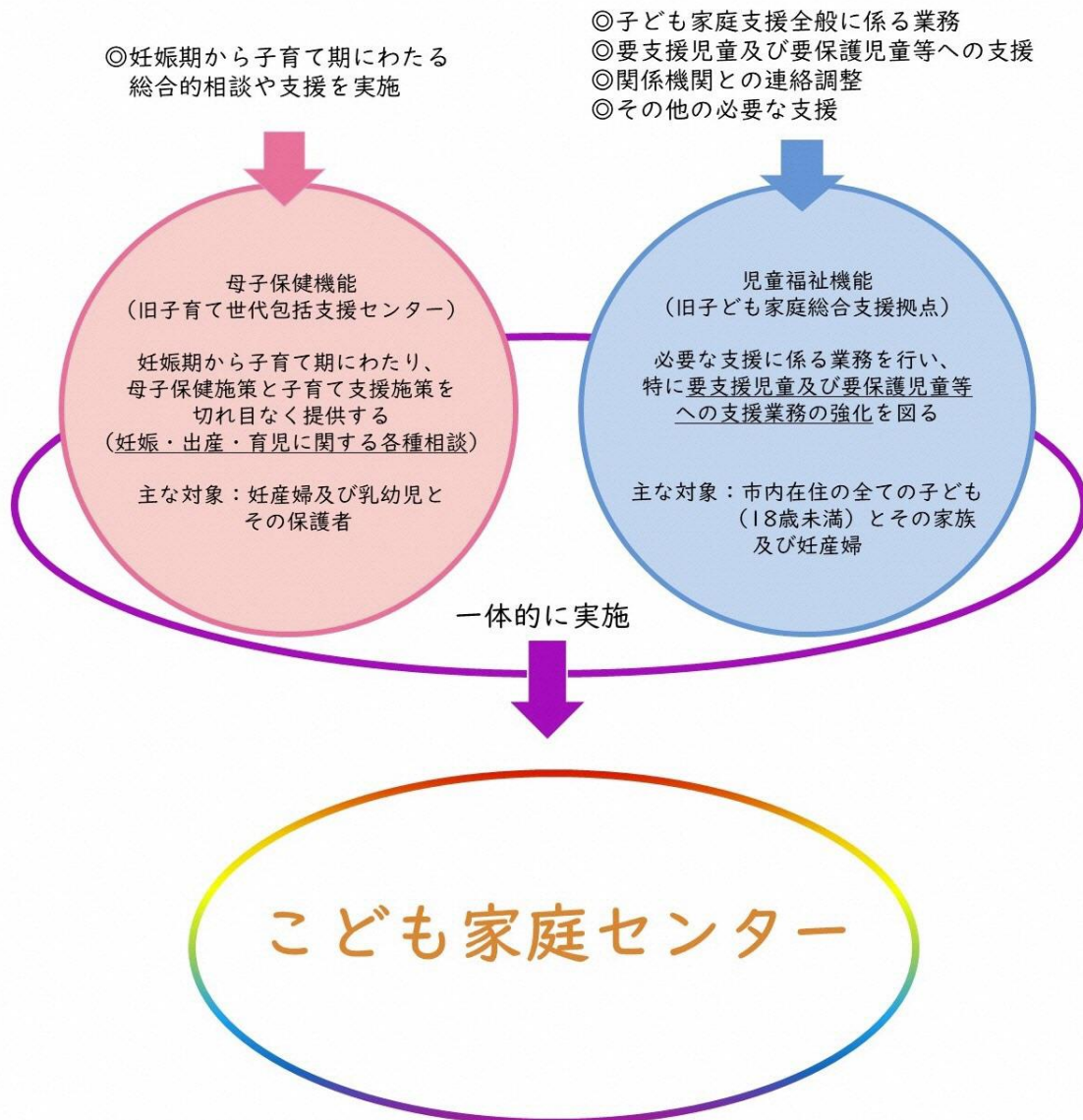
保育園等において医療的ケア児を受け入れる体制の整備のため、訪問看護師を保育園等に派遣します。

3-4 相談支援体制の強化

生活にさまざまな問題を抱えた女性の相談に応じるため、関係機関との連携を取りながら必要な指導により保護厚生を図るとともに、家庭内における配偶者からの暴力(DV)の防止に当たっては、警察や関係機関との連携をさらに深め、迅速な対応を図っていきます。

また、子育て家庭の多様な相談や就学児童の成長を支援する情報提供を行うとともに、子育てにかかるさまざまな状況に応じた相談支援体制の強化のため、地域子育て支援拠点事業と併せて、令和6年に開設したこども家庭センターにより、すべての子どもとその家庭を対象に妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を図ります。なお、こども家庭センターは旧子育て世代包括支援センターの母子保健機能及び旧子ども家庭総合支援拠点の児童福祉機能が含まれています。

図表 こども家庭センターの概要イメージ



○子育て支援センターの充実

3-4-1：総合的な子育て支援拠点としての活用

担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

地域子育て支援拠点として、親子の交流やつどいの場の提供、子育てに関する相談や情報の提供、子育てサークルへの支援活動等の総合的な子育て支援を実施します。

○関係機関の連携強化による一貫した相談支援の推進

3-4-2：女性相談支援員事業

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

女性相談支援員を配置し、さまざまな問題を抱えた女性の相談・指導の充実を図るとともに、関係機関と連携し、配偶者からの暴力(DV)の防止に努めます。

3-4-3：こども家庭センターを拠点とした支援体制の充実・強化

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

令和6年4月に開設した「こども家庭センター」において、児童福祉と母子保健の一体的な支援を行い、支援サービスの更なる支援体制の充実・強化を図ります。

3-5 経済的支援の充実

子育て家庭の生活の安定及び児童の健全育成のため、児童手当を支給します。

また、ひとり親家庭の生活の安定や自立の促進を図るため、児童扶養手当等を支給します。

さらに、高校生及び大学生への奨学金貸し付けの継続を図り、次代を担う子ども達の教育機会の拡大及び保護者の負担の軽減に努めます。

○各種手当・制度の実施と周知徹底

3-5-1：児童手当

担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

児童を養育している家庭の生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上のため児童手当を支給しています。

また、令和6年10月より対象年齢が18歳（高校生年代）に引き上げられ、所得制限が撤廃されるなど制度変更が行われたことから、制度の正確な周知を図ります。

3-5-2：児童扶養手当

担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給しています。

また、令和6年11月より第3子以降の子どもへの加算額の増額や、所得制限限度額の引き上げなど制度変更が行われたことから、制度の正確な周知を図ります。

3-5-3 : 母子父子寡婦貸付相談事業

担当課 : 子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

ひとり親家庭等に対し就学資金等の貸し付けに関する相談を行い、経済的自立の助成と児童の福祉を推進します。

3-5-4 : 出産子育て応援事業

担当課 : 子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整えるため、妊娠届出時・妊娠8か月時・出生後に面談を実施する伴走型相談支援及び妊娠・出生時に給付金を支給する経済的支援を行います。

○医療・教育等子育てにかかる費用負担の軽減

3-5-5 : 妊産婦等健診・子ども及びひとり親家庭医療費助成

担当課 : 子ども家庭課・子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

妊産婦等健康診査、子ども及びひとり親家庭の医療費の負担を軽減するため、医療給付制度を実施し、医療費支援に努めます。

【妊婦委託健康診査、産婦健康診査事業、乳幼児健康診査事業、子ども医療費給付事業、ひとり親家庭等医療費給付事業】

3-5-6 : 学校給食費無償化

担当課 : 教育委員会総務課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

保護者の経済的負担軽減のため、学校給食費の無償化を実施します。

3-5-7 : 就学援助費支給事業

担当課 : 教育委員会総務課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

経済的な理由により小・中学校への就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、就学に係る費用を支給します。

3-5-8 : 奨学金貸付

担当課 : 教育委員会総務課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

高校生、大学生及び、専門学校生等への奨学金貸し付けの継続を図り、保護者の負担軽減に努めるとともに、奨学金制度のあり方について関係機関と協議を進めていきます。

3-5-9 : ハイリスク妊産婦アクセス支援助成金交付事業 担当課 : 子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

妊産婦が周産期母子医療センターへ通院または、NICU・GCUへ入院している新生児への面会に要する交通費の一部を助成します。

今後も広く事業の周知を行い、対象者に対して速やかな支援に努めます。

3-6 安心して子育てできる生活環境の整備

子どもや親が安全・安心に暮らすために、さまざまな媒体を通じての情報提供や道路交通環境の整備等を実施します。また、子どもの安全な居場所づくりのために、公園及び雨天時や冬期間の遊び場としての施設の整備並びに学校施設の開放など環境整備を推進します。

○安全・安心情報の提供

3-6-1：広報・啓発活動

担当課：市長公室・防災安全課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

広報紙、地域コミュニティ放送エフエムアジュール、市公式LINE等のSNS、むつ市防災メール「防災・かまふせメール」などを通じ、各種安全・安心対策等について、随時必要な情報提供をします。

○良質な居住環境の整備・充実

3-6-2：公営住宅整備・住環境の整備促進

担当課：住宅政策課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

子育てに適し、居住者が安らぎをもって暮らすことができるよう安心・安全で快適な公営住宅の整備を推進します。

3-6-3：建築基準法の徹底

担当課：建築技術課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

住宅やビル等のシックハウス対策として、建築材料（ホルムアルデヒド等）の使用制限を義務づけています。

○安心して思い切り遊ぶことのできる公園等の整備・充実

3-6-4：キッズパーク（ムチュ☆らんど）

担当課：キッズパーク

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

雨天時や冬期間の天候に左右されることなく遊ぶことができる屋内遊戯施設として、SNSを活用した情報配信を行うことで利用者を増やし、子育て家庭の交流促進につなげ、子どもの健やかな育成を支援します。

3-6-5：児童公園等の整備

担当課：都市計画課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

「むつ市みどりの基本計画」や「公園施設長寿命化計画」に基づき、子どもが安心して遊べる児童公園等の整備改善を図ります。

また、定期的な日常点検、専門家による点検などにより、安心して遊べる公園の管理運営に努めます。

3-6-6：学校施設の開放

担当課：市民スポーツ課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

スポーツ活動の普及振興及び子どもの安全な遊び場の確保を目的とし、市立学校の

施設・設備を住民に開放します。

○子ども連れでも安心して外出できる環境づくりの促進

3-6-7：学校施設のバリアフリー化推進

担当課：教育委員会総務課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

学校施設について、妊婦や子ども連れ等も安全かつ円滑に利用できるよう、未整備の学校において、バリアフリー化を推進します。

3-6-8：公園施設等のバリアフリー化推進

担当課：都市計画課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

公園施設等のバリアフリー化については、これまで障がい者用トイレの併設、障がい者用駐車スペースの確保、段差を解消した園路等の施設整備を実施しています。今後は、「むつ市みどりの基本計画アクションプラン」を策定し、公園施設のバリアフリー化を推進します。

3-6-9：子育てにやさしい生活環境の整備

担当課：各施設担当課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

公共施設において、おむつ交換台、授乳コーナー等の設置を行い、子育てにやさしい生活環境の整備を促進します。

3-6-10：照明、防犯設備整備

担当課：土木維持課・都市計画課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

通学路や公園等における照明灯などの設置・更新・維持管理に努めます。

3-7 ひとり親家庭支援の充実

母子家庭、父子家庭等ひとり親家庭の生活安定のため、社会的・経済的なきめ細かな自立支援を実施します。

また、母子家庭の母の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の実施しているサービスの利用機会の増大につながるよう情報提供を推進します。

○ひとり親家庭に対する相談支援の充実

3-7-1：母子家庭等就業推進事業

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

関係機関・団体との連携を図り、保護者の就業相談及び教育訓練に要する経費の一部助成（母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業）並びに訓練期間中の生活費の一部を給付等（ひとり親家庭高等職業訓練給付金等事業）を実施し、就業支援の推進に努めます。

3-7-2：母子父子寡婦貸付事業（再掲）

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

ひとり親家庭等に対し就学資金等の貸し付けに関する相談を行い、経済的自立の助成と児童の福祉を推進します。

○ひとり親家庭に対する経済的支援の充実

3-7-3：児童扶養手当（再掲）

担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給しています。

また、令和6年11月より第3子以降の子どもへの加算額の増額や、所得制限限度額の引き上げなど制度変更が行われたことから、制度の正確な周知を図ります。

3-7-4：ひとり親家庭医療費助成（再掲）

担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

ひとり親家庭の医療費の負担を軽減するため、医療給付制度を実施し、医療費支援に努めます。

第4章 仕事と生活の調和の実現を促す

4-1 仕事と子育ての両立を支援する就労環境の推進

育児休業制度や短時間勤務制度等の情報提供を行い、各種制度の周知と活用の促進に努めます。

また、女性就業者の妊娠中及び出産後の適切な健康管理が図られるよう、事業所に対し、母性尊重と母性健康管理の必要性について周知するとともに、必要に応じて健康診査や医療が受けられるよう、時間の確保について市内事業所及び労働基準監督署などの関係機関と連携して啓発に努めます。

さらに、育児期間中の男女就業者が、子育てのために弾力的な勤務時間が選択できるよう、短時間勤務体制等の導入や事業所内託児施設の設置を働きかけるなど、就労環境の整備を推進します。

○育児休業・短時間勤務等各種制度の周知と活用の促進

4-1-1：育児支援等各種情報提供

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

母子手帳交付時や出生届出の面接時を活用し、育児休業取得者、育児を行う就業者に対する育児支援等の各種制度の情報提供に努めます。

4-1-2：育児休業制度等普及啓発

担当課：商工労政課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

事業所における男性を含めた、育児休業制度の一層の普及・啓発を国に準じて行います。

○就職・職場復帰に向けた相談・情報提供の実施

4-1-3：就職・職場復帰に向けた相談・情報提供

担当課：子ども家庭課・子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

結婚、出産、育児等を契機に離職や休業した女性の再就職を支援するため、就職に必要な知識、技能を学ぶための研修、就職や職場復帰に関する相談、職業訓練等の情報提供を行うことで、女性の就業率向上や社会参画を促します。

また、相談内容が多岐にわたるため、関係機関と連携した支援を実施します。

○働き方の見直しに向けた意識啓発

4-1-4：事業主や勤労者に対する意識啓発

担当課：商工労政課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

子育て家庭が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる働き方を選択できるよう、各種休暇制度や短時間勤務体制等の導入について啓発を図り、関係機関と連携を図りながら、雇用情報の提供に努め、事業主、勤労者の意識啓発に努めます。

4-2 多様な教育・保育サービスの提供

就労形態や子育て家庭における生活環境の多様化に伴う保育需要に対応し、延長保育や休日保育等を安心して利用できるよう、多様な教育・保育サービスの提供と安定した事業量の確保に努めます。

○就労形態の多様化に対応した教育・保育サービスの確保

4-2-1：乳児保育事業（再掲）

担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

現在、生後6か月以降の乳児の受け入れを行っているほか、生後2か月・生後4か月以降の乳児の受け入れも拡充しています。また、市内保育施設の0歳児クラス・1歳児クラスの園児を対象におむつの無償化を実施しています。

今後も産休明けからの乳児保育の実施、保護者の負担軽減の継続及び充実を図ります。

4-2-2：延長保育事業（再掲）

担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

現在、市内14か所の教育・保育施設で、開所時間を超える延長保育を実施しています。今後も開所時間を超える保育の実施について継続するとともに、その充実を図ります。

4-2-3：障がい児保育事業（再掲）

担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

集団保育可能な児童を対象として、関係課との情報連携や教育・保育施設と保護者との事前面談を実施し、受け入れの拡充を図ります。

4-2-4：休日保育事業（再掲）

担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

現在、市内1か所の認定こども園で満2歳以上を対象とした、祝日の休日保育を実施しています。

今後も日曜日の実施等について、需要の動向を見極めながら、引き続き実施を検討します。

4-2-5：病児保育事業（再掲）

担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

病後児保育を委託して実施しておりましたが、令和4年度から病児対応型へ移行し、現在、病児対応型2か所、体調不良児型1か所、計3か所で実施しています。

今後も引き続き利用枠の拡充に努めます。

第3部 子ども・子育て 支援事業計画

第3部 子ども・子育て支援事業計画

ここでは、計画期間（令和7年度～11年度）における教育・保育のニーズ量の見込みから、教育・保育提供区域の設定及び教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策を整理します。

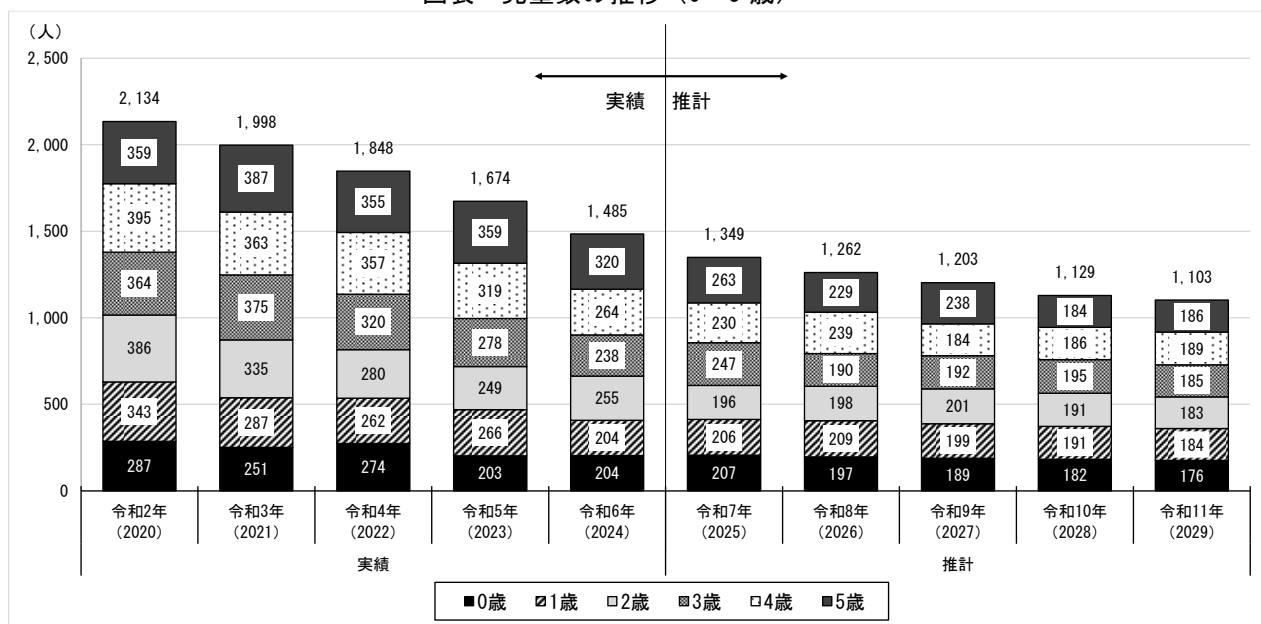
第1章 計画期間における児童数の見通し

1 児童数及び子育て家庭の今後の見通し

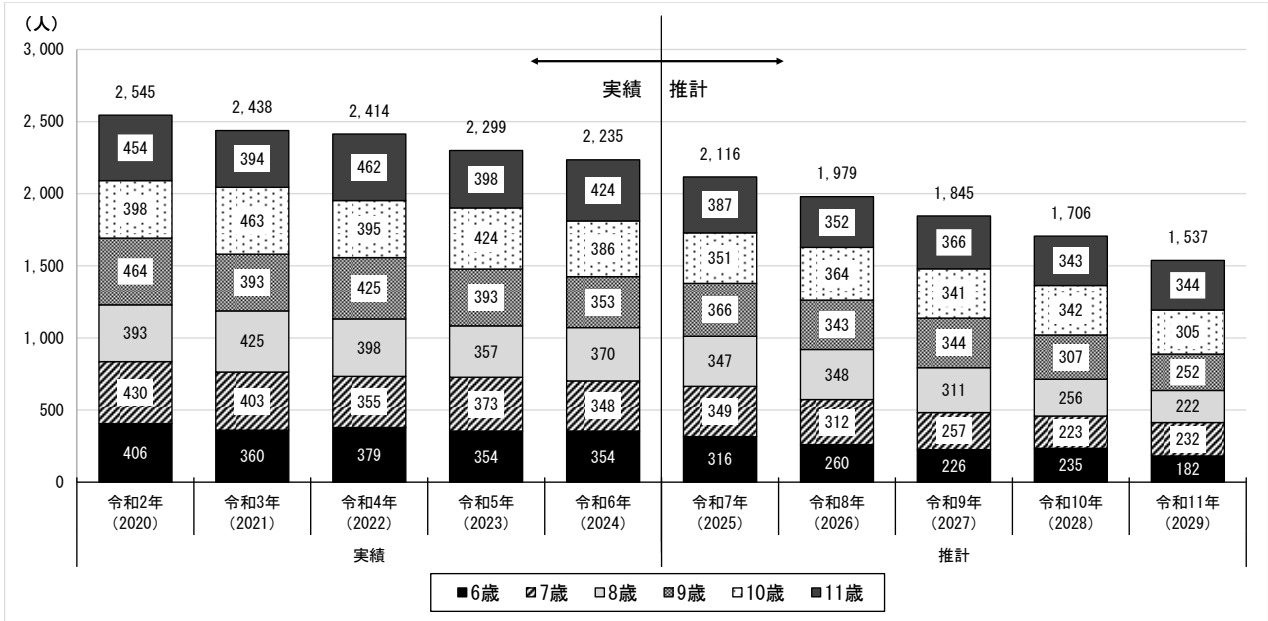
児童数の将来推計は、令和2（2020）～6年（2024）（住民基本台帳）の人口実績を用いて、直近3年（令和4～6年）の年齢ごとの変化率（例 0歳→翌年1歳の人数変化）に基づき推計する方法（コーホート変化率法）で推計を行っています。

（1）児童数の見込み

図表 児童数の推移（0～5歳）



図表 児童数の推移（6～11歳）



図表 児童数の推移（0～11歳）

（単位：人）

	実績					推計				
	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)	令和6年(2024)	令和7年(2025)	令和8年(2026)	令和9年(2027)	令和10年(2028)	令和11年(2029)
0歳児	287	251	274	203	204	207	197	189	182	176
1歳児	343	287	262	266	204	206	209	199	191	184
2歳児	386	335	280	249	255	196	198	201	191	183
3歳児	364	375	320	278	238	247	190	192	195	185
4歳児	395	363	357	319	264	230	239	184	186	189
5歳児	359	387	355	359	320	263	229	238	184	186
6歳児	406	360	379	354	354	316	260	226	235	182
7歳児	430	403	355	373	348	349	312	257	223	232
8歳児	393	425	398	357	370	347	348	311	256	222
9歳児	464	393	425	393	353	366	343	344	307	252
10歳児	398	463	395	424	386	351	364	341	342	305
11歳児	454	394	462	398	424	387	352	366	343	344
0～5歳	2,134	1,998	1,848	1,674	1,485	1,349	1,262	1,203	1,129	1,103
6～11歳	2,545	2,438	2,414	2,299	2,235	2,116	1,979	1,845	1,706	1,537

注：実績は住民基本台帳

第2章 教育・保育提供区域の設定

本市の教育・保育提供区域の設定や教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策を整理します。

1 教育・保育提供区域の考え方について

- 「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。
- 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用実態に応じ、認定区分ごと、事業ごとの区域設定を行います。

(1) 教育・保育提供区域とは

- 教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する基礎となる市内の区域です。（子ども・子育て支援法第61条第2項）
- 教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市が独自に設定します。
- 教育・保育提供区域は、本市において、地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲になります。なお、運用に当たり、次の事項が定められています。

(2) 本市における教育・保育提供区域の考え方

今後の教育・保育事業を実施する上で最も懸念されることは、提供区域内においてサービス不足が生じた場合です。

その場合、支援法では基準等の条件を満たす申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされているため、他の区域がサービス過多の場合でも申請のある区域には新たに認可することになり、その結果、アンバランスな施設配置になる可能性があります。

特に保育園の場合、設置認可申請の対象事業者は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人等の多様な事業主体の参入が可能であることから、不測の設置認可により、既存施設との不調和、過当競争、施設の乱立などをできる限り回避する提供区域の設定が必要です。

それぞれの区域特性、長所短所、上記の観点も踏まえ、基本となる提供区域は、「市全域」とします。

(3) 教育・保育提供区域の設定

認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域を、次のとおり設定します。

認定区分	提供区域	考え方
1号認定（3～5歳）	市全域	<p>区域数が多い（区域が狭い）場合は、市全体の需要に対して、サービス提供や施設整備の面において、柔軟な対応が取りにくくなる場合があります。また、区域外のサービスを受ける際に煩雑な手続きが必要になる場合もあります。</p> <p>一方、区域数が少ない（区域が広い）場合は、サービスの種類によっては、利用者からみた利便性にやや欠ける面がありますが、市全域の中から多様なサービスが選択できることとなります。</p> <p>そのため本市は、市全域を一つの区域として、市全体のニーズに対応するため、「市全域」とします。</p>
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳、1歳、2歳）		

(17事業の提供区域とその考え方)

事業名	提供区域	考え方
利用者支援に関する事業 子どもまたは子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等	市全域	市で一律の支援体制を構築する設定とします。
地域子育て支援拠点事業 公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等	市全域	身近な拠点として提供の場は、各地区での提供となりますが、幼稚園、保育園等の子育て支援機能との連携も重要であることから「市全域」とします。
妊婦に対して健康診査を実施する事業 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業	市全域	母子保健活動にかかる事業は、細かな区域を設定することにはなじまないため「市全域」とします。
乳児家庭全戸訪問事業 乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	市全域	市より看護師等が対象者の居宅に訪問する事業であり、また全市的に取り組んでいるものであるため、区域を設定することにはなじまないため「市全域」とします。
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、養育に関する指導・助言等を行う事業	市全域	市より看護師等が対象者の居宅に訪問する事業であり、また全市的に取り組んでいるものであるため、区域を設定することにはなじまないため「市全域」とします。
子育て短期支援事業 ショートステイ・トワイライトステイ。保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う	市全域	「保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について保護を行う」という事業の性質上、細かな区域設定にはなじまないため「市全域」とします。

事業名	提供区域	考え方
子育て援助活動支援事業 ファミリー・サポート・センター。児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施	市全域	本事業の目的を考慮すると、身近な地域での提供が望ましいと考えますが、事業実施可能な教育・保育の区域設定、幼児教育・保育と一体となる事業であることを勘案し、幼児教育・保育の区域設定に合わせた「市全域」とします。
一時預かり事業 教育・保育施設その他の場所において、一時的に預かる事業	市全域	幼児教育・保育の区域設定に合わせるため「市全域」とします。 なお、需要過多等により整備を検討する必要がある場合は、施設配置状況等を考慮し、利用しやすい環境整備を行うよう配慮します。
延長保育事業 教育・保育施設等で、開所時間を超える保育を行う事業	市全域	保育園等の開所時間の前後の時間において、保育を行う事業であり、幼児教育・保育と一体となる事業であるため、幼児教育・保育の区域と同じく「市全域」とします。
病児保育事業 保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育園等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業	市全域	本事業の目的を考慮すると、身近な地域での提供が望ましいと考えますが、事業実施可能な教育・保育の区域設定に合わせた「市全域」とします。
放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブ。共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業	小学校区	放課後児童クラブの利用対象となる満6歳の児童の教育提供区域（小学校区）を考慮し、小学校区とします。
子育て世帯訪問支援事業 訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた家庭の居宅を訪問し、家事・子育て等の支援を実施する事業	市全域	「不安・負担を抱えた家庭の居宅を訪問し、家事・子育て等の支援を実施する」という事業の性質上、細かな区域設定にはなじまないため「市全域」とします。
児童育成支援拠点事業 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に対して、個々の状況に応じた支援を提供し、子どもの最善の利益の保証と健全育成を図る事業	市全域	「養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童」を対象に行う事業であることから、細かな区域設定にはなじまないため「市全域」とします。
親子関係形成支援事業 児童との関わり方や子育てに悩み等を抱えている保護者及びその児童に対して、情報の提供や相談及び助言など必要な支援を行い、親子間の適切な関係性の構築を図る事業	市全域	「児童との関わり方や子育てに悩み等を抱えている保護者及びその児童」を対象に行う事業であることから、細かな区域設定にはなじまないため「市全域」とします。
妊婦等包括相談支援事業 妊婦・その配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業	市全域	「面談等により情報提供や相談等を行う」という事業の性質上、細かな区域設定にはなじまないため「市全域」とします。

<p>乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 教育・保育施設等に入所していない満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者の心身の状況や養育環境を把握、子育てについて情報提供や助言等を行う事業</p>	<p>市全域</p>	<p>本事業の目的を考慮すると、身近な地域での提供が望ましいと考えますが、事業実施可能な教育・保育の区域設定、教育・保育と一体となる事業であることを勘案し、教育・保育の区域設定に合わせた「市全域」とします。</p>
<p>産後ケア事業 出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業</p>	<p>市全域</p>	<p>母親や乳児の状況に応じて個別対応が必要な事業であり、また全市的に取り組んでいるものであるため、区域を設定することにはなじまないため「市全域」とします。</p>

（その他の地域子ども・子育て支援事業の提供区域とその考え方）

事業名	提供区域	考え方
<p>実費徴収に係る補足給付を行う事業</p>	<p>市全域</p>	<p>世帯の所得の状況等を勘案して、教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等の助成を行う事業であり、区域設定にはなじまないと思われまます。</p>
<p>多様な事業者の参入促進・能力活用事業</p>	<p>市全域</p>	<p>新規事業者の参入促進に関する事業であり、本市において事業実施の必要性の有無を検討する必要がありますが、事業の性質上、全市的な取り組みとなると思われまます。</p>

第3章 教育・保育施設の充実

1 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

(1) 1号認定（3歳以上、幼稚園・認定こども園（幼稚園機能））

3～5歳児の幼稚園もしくは認定こども園の幼稚園機能部分についての見込み量及び確保の内容は以下のとおりです。

【現在の状況】

- 1号認定の利用者数は年々減少し、令和6年度には218人となっています。
- 各年度とも、確保していた定員の範囲内での利用者数となっています。

(単位：人)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
計 画	必要利用定員総数	470	472	475	470	472
	確保の内容（定員）	511	510	502	502	503
	特定教育・保育施設	511	510	502	502	503
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
実 績	利用者数	349	328	278	260	218
	確保の内容（定員）	499	477	462	447	387
	特定教育・保育施設	499	477	462	447	387
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0

※各年4月1日時点

【今後の見込み量と確保の内容】

- 現在の利用動向、潜在的ニーズを考慮すると、計画期間当初の令和7年度には283人が見込まれますが、その後は児童数の推移とともに減少し、最終年の令和11年度には188人となることを見込まれます。
- 計画期間を通して必要利用定員総数を確保できる状況となっています。

(単位：人)

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要利用定員総数		283	245	221	197	188
確保の内容（定員）		387	387	387	387	387
特定教育・保育施設		387	387	387	387	387
確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0
過不足		104	142	166	190	199

(2) 2号認定（保育園・認定こども園（保育所機能））

3～5歳児の保育園もしくは認定こども園の保育所機能部分についての見込み量及び確保の内容は以下のとおりです。

【現在の状況】

- 2号認定の利用者数は、令和3年度の771人をピークに減少し、令和6年度には590人となっています。
- 各年度とも、確保していた定員の範囲内での利用者数となっています。

(単位：人)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
計 画	必要利用定員総数	752	760	760	752	762
	確保の内容（定員）	833	840	835	840	838
	特定教育・保育施設	767	772	770	770	768
	幼稚園+預かり保育	66	68	65	70	70
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
実 績	利用者数	751	771	734	678	590
	確保の内容（定員）	876	860	822	792	800
	特定教育・保育施設	800	782	757	722	730
	幼稚園+預かり保育	66	68	65	70	70
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	10	10	0	0	0

※各年4月1日時点

【今後の見込み量と確保の内容】

- 現在の利用動向、潜在的ニーズを考慮すると、計画期間当初の令和7年度には557人が見込まれますが、その後は児童数の推移とともに減少し、最終年の令和11年度には448人となることを見込まれます。
- 計画期間を通して必要利用定員総数を確保できる状況となっています。

(単位：人)

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要利用定員総数		557	503	476	445	448
確保の内容（定員）		775	775	775	775	775
特定教育・保育施設		705	705	705	705	705
幼稚園+預かり保育		70	70	70	70	70
企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
認可外保育施設		0	0	0	0	0
過不足		218	272	299	330	327

(3) 3号認定(0歳児)

0歳児の保育園、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育についての見込み量及び確保の内容は以下のとおりです。

【現在の状況】

- 3号認定(0歳児)の利用者数は、概ね減少傾向がみられ、令和6年度には53人となっています。
- 各年度とも、確保していた定員の範囲内での利用者数となっています。

(単位：人)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
計 画	必要利用定員総数	152	148	150	152	155
	確保の内容(定員)	155	160	158	160	163
	特定教育・保育施設	147	152	150	152	155
	地域型保育事業	8	8	8	8	8
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
実 績	利用者数	71	61	66	46	53
	確保の内容(定員)	152	155	152	154	161
	特定教育・保育施設	143	146	144	146	153
	地域型保育事業	8	8	8	8	8
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	1	1	0	0	0

※各年4月1日時点

【今後の見込み量と確保の内容】

- 現在の利用動向、潜在的ニーズを考慮すると、計画期間当初の令和7年度には152人が見込まれますが、その後は児童数の推移とともに減少し、最終年の令和11年度には131人となることを見込まれます。
- 計画期間を通して必要利用定員総数を確保できる状況となっています。

(単位：人)

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要利用定員総数		152	145	139	134	131
確保の内容(定員)		155	155	155	155	155
特定教育・保育施設		147	147	147	147	147
地域型保育事業		8	8	8	8	8
企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
認可外保育施設		0	0	0	0	0
過不足		3	10	16	21	24

(4) 3号認定（1・2歳児）

1・2歳児の保育園、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育についての見込み量及び確保の内容は以下のとおりです。

【現在の状況】

- 3号認定（1・2歳児）の利用者数は、減少傾向が続き、令和6年度には337人となっています。
- 各年度とも、確保していた定員の範囲内での利用者数となっています。

(単位：人)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
計 画	必要利用定員総数	465	470	470	472	475
	確保の内容（定員）	483	482	482	482	482
	特定教育・保育施設	466	465	465	465	465
	地域型保育事業	11	11	11	11	11
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	幼稚園接続保育	6	6	6	6	6
実 績	利用者数	447	425	344	347	337
	確保の内容（定員）	487	472	459	438	436
	特定教育・保育施設	466	451	438	421	419
	地域型保育事業	11	11	11	11	11
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	4	4	4	0	0
	幼稚園接続保育	6	6	6	6	6

※各年4月1日時点

【見込み量と確保の内容】

<1 歳児>

- 現在の利用動向、潜在的ニーズを考慮すると、計画期間当初の令和7年度には178人が見込まれますが、その後は令和8年度をピークに児童数の推移とともに減少し、最終年度の令和11年度には176人となることが見込まれます。
- 計画期間を通して必要利用定員総数を確保できる状況となっています。

(単位：人)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要利用定員総数	178	185	181	178	176
確保の内容(定員)	199	199	199	199	199
特定教育・保育施設	193	193	193	193	193
地域型保育事業	6	6	6	6	6
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
幼稚園接続保育	0	0	0	0	0
過不足	21	14	18	21	23

<2 歳児>

- 現在の利用動向、潜在的ニーズを考慮すると、計画期間当初の令和7年度には168人が見込まれますが、その後は令和9年度をピークに児童数の推移とともに減少し、最終年の令和11年度には173人となることが見込まれます。
- 計画期間を通して必要利用定員総数を確保できる状況となっています。

(単位：人)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要利用定員総数	168	174	181	176	173
確保の内容(定員)	231	231	231	231	231
特定教育・保育施設	226	226	226	226	226
地域型保育事業	5	5	5	5	5
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
幼稚園接続保育	0	0	0	0	0
過不足	63	57	50	55	58

2 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設として設けられています。

しかし、私立の幼稚園・保育園においては、運営者の事業に対する考え方（建学の精神など）や、教育・保育に対する方針があり、利用者もその考え方等への共感が利用につながっていることを考慮すると、一律的な認定こども園への移行を促進することは適当でないと考えられます。

そのため、幼稚園・保育園から認定こども園への移行については、それぞれの施設ならびに運営事業者の意向を尊重することとします。

また、幼稚園については、今後の提供体制やニーズ見込み、児童数の推移を見極めながら、教育・保育の一体的な提供を念頭に置いて検討することとします。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策（より良い事業の提供に係る基本的考え方と推進方策）

特定教育・保育施設（幼稚園、保育園、認定こども園）により、質の高い教育・保育サービスを提供します。

また、特定地域型保育事業所（家庭的保育事業、小規模保育事業等）は、特定教育・保育施設を補完し、就労状況などにより、特定教育・保育施設におけるサービスを受けることが難しい家庭を支援することとします。

地域子ども・子育て支援事業は、妊娠期を含むすべての子育て家庭をバックアップする役割を担います。

(3) 教育・保育施設と地域型保育事業との連携

認可された地域型保育事業者に対し、すべての教育・保育施設が参加する子育て支援関係機関ネットワークへの参加を呼びかけます。その中で情報の共有をはじめ、必要に応じた連携を進めます。

(4) 教育・保育施設と小学校等との連携（幼保小連携）

市内の教育・保育施設と小学校との相互訪問や連携研修講座の機会を通じて、幼児教育と義務教育の相互理解を深めるとともに、義務教育へのスムーズな移行ができるように子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

(5) 放課後児童対策パッケージ

令和6年度以降の放課後児童対策としてこども家庭庁と文部科学省が共同で取り組みを進めている「放課後児童対策パッケージ」に基づき、放課後子ども教室と放課後児童クラブを連携し、地域住民や大学生などさまざまな人材の協力を得て、放課後等にすべての子どもを対象とした学習支援や多様なプログラムを実施できるよう連携を進めます。

3 教育・保育施設の質の向上

次のような取り組みを通じて教育・保育施設の質の向上を図ります。

- 保育園・認定こども園（保育認定）・小規模保育施設では、各施設の運営方針に基づき、定期的な職員研修、保護者との懇談会などを行うことによって、より良い保育サービスに努めています。
- 第三者の苦情処理委員会を設置し、利用者本位の保育サービスの提供に努めます。
- 幼稚園・認定こども園（教育認定）では、教育の「質」を確保するため、連絡協議会等を活用し、各園の特色ある保育実践等の報告や情報交換を行います。
- 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・施設及び地域型保育事業の質の向上のため、職員の資質向上に向けた研修等の充実と定期的な情報交換を実施します。
- 地域子育て支援事業の質の向上のため、職員の資質向上に向けた研修等の充実と定期的な情報交換に努めます。

4 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

次のような取り組みを通じて産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保に努めます。

- 産前・産後休業、育児休業期間中の保護者をはじめ、すべての子育て世帯に対して、教育や子育て支援に関する情報提供や相談支援を継続します。
- 育児休業満了時（原則1歳到達時）からの特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が育児休業満了時から円滑に利用できるよう、対象者に対する利用希望の把握に努めます。
- 特定教育・保育施設との調整をはじめとする計画的な受け入れ方策の検討を進めます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月からスタートした「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、以下の取り組みを行っています。

(1) 適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の経済的負担の軽減や利便性、過誤請求・支払いの防止等や事業者の運営等に配慮し、公平かつ適正な給付に努めます。

(2) 青森県との連携

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について県との連携を図ります。また、施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立ち入り調査や是正指導等が必要となった場合には県に協力を要請し、適切な対応を行います。

第4章 地域子ども・子育て支援事業の充実

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

(1) 利用者支援事業

子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての情報集約・提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、地域関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現在の状況】

- 令和5年度までは、子ども家庭課で特定型を子育て支援課で母子保健型をそれぞれ実施していました。
- 令和6年度にこども家庭センターが開設となり、母子保健型からこども家庭センター型として実施しています。

(単位：か所)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画	3	3	3	3
実績	2	2	2	2

【今後の見込み量と確保の内容】

- 今後は、現在の2か所での実施体制を維持します。

(単位：か所)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
実施か所数	2	2	2	2	2

(2) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、保育園等において保育を実施する事業です。

【現在の状況】

- コロナ禍において、利用者数は令和2年度に203人と計画値の半数以下でしたが、令和4年度には441人へと増加し、令和5年度には再び減少して298人となっています。
- 各年度とも、計画を下回る利用者数となっています。

(単位：人)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画	見込み量 (利用者数)	560	558	560	562
	確保の内容 (受け入れ体制)	560	558	560	562
実績 (利用者数)		203	371	441	298

【見込み量と確保の内容】

- 市内14か所の教育・保育施設等において実施し、見込みを確保できる提供体制となっています。今後も利用希望者の動向を注視しながら、引き続き延長保育に取り組むことにより、量の見込みを確保します。

(単位：人)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込み量 (利用者数)	388	408	433	448	482
確保の内容 (受け入れ体制)	388	408	433	448	482

(3) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図る事業です。

【現在の状況】

- コロナ禍において、利用者数は令和2年度に804人みられましたが令和3年度に730人へと減少しました。その後は増加傾向が続き、令和5年度には806人と令和2年度の水準に回復しています。
- 市全体でみると、各年度とも計画値を下回り、定員の範囲内となっていますが、会によっては、定員を超える利用者を受け入れています。

(単位：人)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画	見込み量(利用者数)	841	807	811	786
	確保の内容(定員)	820	820	820	820
実績(利用者数)		804	730	778	806
	低学年	650	607	642	656
	高学年	154	123	136	150

【見込み量と確保の内容】

- 市内11か所において実施しています。現在の利用動向、潜在的ニーズを考慮すると、計画期間当初の令和7年度には815人が見込まれますが、その後は児童数の推移とともに減少し、最終年度の令和11年度には660人となることが見込まれます。
- 児童の減少なども考慮すると、見込みを確保できる提供体制となっています。今後も、支援の質の充実を図りながら、低学年、高学年の利用者数の動向を注視し、引き続き放課後の居場所の提供に取り組めます。

(単位：人)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込み量(利用者数)	815	786	752	714	660
確保の内容(定員)	820	820	820	820	820

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や仕事等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【現在の状況】

- これまで一時的に児童の受け入れを行っている施設がないため実施していませんでしたが、令和7年度より事業を開始し、年間で延べ50人日前後の利用を想定しています。

(年間延べ利用者数 単位：人日)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画	見込み量 (延べ利用者数)	0	10	10	10
	確保の内容 (受け入れ体制)	0	10	10	10
実績 (延べ利用者数)		0	0	0	0

【見込み量と確保の内容】

- 令和7年度からの新規事業となるため、実績がなく、潜在的ニーズの想定の見込み量であるため、利用状況に応じて、中間見直し時に再度検討するものとします。

(年間延べ利用者数 単位：人日)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込み量 (延べ利用者数)	52	50	48	44	43
確保の内容 (受け入れ体制)	52	50	48	44	43

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【現在の状況】

- 出生数の減少に伴い、対象家庭が減少しています。
- 各年度とも、計画を下回る訪問実施者数となっています。

(単位：人)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画（訪問実施者数）	350	340	330	320
実績（訪問実施者数）	292	250	244	207

【見込み量と確保の内容】

- 出生者数の減少とともに、訪問実施者数も減少することが見込まれます。
- 現在は2名の訪問員が訪問を実施しています。今後も継続して訪問員の確保に努めます。※実施体制①

(単位：人)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込み量（訪問実施者数）	196	184	175	167	160
確保の内容	※実施体制①	※実施体制①	※実施体制①	※実施体制①	※実施体制①

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。

【現在の状況】

- 令和2年度に計画を大幅に上回る延べ22人となりましたがその後は年々減少し、令和5年度には0人となっています。なお、令和6年度10月末時点で延べ8人の利用実績があります。

(単位：人)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画（訪問実施者数）	8	15	15	15
実績（訪問実施者数）	22	14	5	0

【見込み量と確保の内容】

- 毎年度一定の支援を行うものと想定します。なお、児童数の推移に合わせて対象者も減少するものとします。
- 看護師等による養育に関する相談、指導、助言等を行い、すべての要支援者への支援体制を確保します。※実施体制②

(単位：人)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込み量（訪問実施者数）	11	10	10	9	9
確保の内容	※実施体制②	※実施体制②	※実施体制②	※実施体制②	※実施体制②

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現在の状況】

- 令和3年度には利用者数は減少したものの、令和4年度以降は増加し、令和5年度には1,676人となっています。

(年間延べ利用者数 単位：人日・か所)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画	見込み量 (延べ利用者数)	5,400	5,390	5,420	5,410
	確保の内容 (実施か所数)	3	3	3	3
実績	利用者数	1,698	1,590	1,655	1,676
	実施か所数	3	3	3	2

【見込み量と確保の内容】

- 児童数は減少しているものの、近年延べ利用者数が増加しているため、今後も利用は増加するものとします。
- 実施か所数は、これまでの3か所を維持して、実施するものとします。
なお、利用日及び利用時間帯の利便性の向上を図るとともに、利用者への周知徹底を図ることにより、一定の利用者数の確保を図ります。

(年間延べ利用者数 単位：人日・か所)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込み量 (延べ利用者数)	1,664	1,783	1,868	1,913	1,961
確保の内容 (実施か所数)	3	3	3	3	3

(8) 一時預かり事業

主として昼間において、教育・保育施設、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園における在園児対象型

【現在の状況】

- 延べ利用者数は令和2年度から令和4年度まで減少傾向がみられましたが、令和5年度には増加して17,554人日となっています。
- 各年度とも、計画を下回る延べ利用者数となっています。

(年間延べ利用者数 単位：人日・か所)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	
計画	見込み量(延べ利用者数)	21,560	21,775	21,992	21,992	
	確保の内容	延べ人日	22,381	22,381	22,381	22,381
		施設数	10	10	10	10
実績	延べ利用者数	16,901	16,740	16,382	17,554	

【見込み量と確保の内容】

- 令和4年度から令和5年度に利用者数が増加したことを考慮し、一時的に利用者数が増えるものの、児童数の減少に伴い利用者数も減少することが見込まれます。
- 施設数は11か所となり、各地区の受け入れ体制を確保します。

(年間延べ利用者数 単位：人日・か所)

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込み量(延べ利用者数)		22,437	21,020	20,401	19,469	19,805
確保の内容	延べ利用者数	22,561	22,561	22,561	22,561	22,561
	施設数	11	11	11	11	11

② 在園児対象型以外

【現在の状況】

- 延べ利用者数は増減を繰り返しながら推移しており、令和5年度には53人日となっています。
- 各年度とも、計画を下回る延べ利用者数となっています。

(年間延べ利用者数 単位：人日・か所)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	
計画	見込み量 (延べ利用者数)	240	240	240	240	
	確保の 内容	延べ人日	470	470	470	470
		施設数	3	3	3	3
実績	延べ利用者数	22	69	47	53	

【見込み量と確保の内容】

- 延べ利用者数は、概ね増加傾向がみられることから、今後もこの推移が続くものとします。
- 施設数は現在の3か所を維持し、各地区の受け入れ体制を確保します。

(年間延べ利用者数 単位：人日・か所)

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込み量 (延べ利用者数)		60	63	67	69	74
確保の 内容	延べ利用者数	470	470	470	470	470
	施設数	3	3	3	3	3

(9) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児保育について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【現在の状況】

- 病児保育事業は、令和3年度までは100人日以下でしたが令和4年度に337人日と大幅に増加し、令和5年度には276人日となっています。また、子育て援助活動支援事業は、増減を繰り返して推移しており、令和5年度には27人日となっています。
- 各年度とも、計画を下回る利用者数となっています。

(年間延べ利用者数 単位：人日・か所)

			令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	
計 画	見込み量（延べ利用者数）		132	132	132	132	
	確 保 の 内 容	病児保育事業	延べ人日	900	900	900	900
			施設数	1	1	1	1
		子育て援助活動支援事業	延べ人日	48	48	48	48
実 績	病児保育事業		延べ人日	30	99	337	276
			施設数	1	1	3	3
	子育て援助活動支援事業		延べ人日	4	31	18	27

【見込み量と確保の内容】

- 延べ利用者数は、概ね増加傾向がみられることから、今後もこの推移が続くものとしします。
- 施設数は現在の3か所を維持し、受け入れ体制を確保します。

(年間延べ利用者数 単位：人日・か所)

			令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込み量（延べ利用者数）			465	526	592	641	717
確 保 の 内 容	病 児 保 育 事 業	延べ人日	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
		施設数	3	3	3	3	3
		子育て援助活動支援事業	延べ人日	48	48	48	48

(10) 子育て援助活動支援事業

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現在の状況】

- 延べ利用者数は増加傾向が続いており、令和5年度には1,089人日となっています。
- 令和3年度までは計画を下回っていましたが、令和4年度以降は計画を上回る延べ利用者数となっています。

(年間延べ利用者数 単位：人日)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画	見込み量(延べ利用者数)	874	874	874	874
	確保の内容(延べ利用者数)	1,188	1,188	1,188	1,188
実績	延べ利用者数	560	745	881	1,089

【見込み量と確保の内容】

- 延べ利用者数は、概ね増加傾向がみられることから、今後もこの推移が続くものとします。
- 今後は現状を維持し、受け入れ体制を確保します。

(年間延べ利用者数 単位：人日)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込み量(延べ利用者数)	778	827	864	884	874
確保の内容(延べ利用者数)	1,188	1,188	1,188	1,188	1,188

(11) 妊婦健診事業

妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【現在の状況】

- 出生数の減少に伴い、妊婦健診事業の受診者数も減少傾向にあります。
- 各年度とも、計画を下回る延べ利用者数となっています。

(単位：人)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画（受診者数）	457	425	394	362
実績（受診者数）	405	402	356	321

【見込み量と確保の内容】

- 出生者数の推移に伴い、受診者数は減少するものとします。
- 対象となる妊婦が利用しやすい方策を検討するとともに、量の見込みに対する受診体制を確保します。※実施体制③

(単位：人)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込み量（受診者数）	321	310	301	294	285
確保の内容	※実施体制③	※実施体制③	※実施体制③	※実施体制③	※実施体制③

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- 国の定める所得に応じた水準を限度として市町村が定めることとされています。

今後も市が定めた現行の水準をできるだけ維持するよう配慮し、必要に応じて補足給付のあり方を検討します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

- 事業主体の有する法人格の種類によって参入可否を判断せず、事業の妥当性や永続性などを主な観点として、事業者と協議を行います。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

- 訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた家庭の居宅を訪問し、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

【見込み量と確保の内容】

- 事業の必要性を精査し、委託先の確保など、実施体制の検討を行います。支援の必要性のある家庭を把握したときは必要な対応を行います。同時に関係機関と調整し、受け入れ体制の整備に努めます。

(年間延べ利用数 単位：人日)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込み量(延べ人数)	52	50	48	46	44
確保の内容(延べ人数)	52	50	48	46	44

(15) 児童育成支援拠点事業

- 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に対して、個々の状況に応じた支援を提供し、子どもの最善の利益の保証と健全育成を図る事業です。

【見込み量と確保の内容】

- 事業の必要性を精査し、委託先の確保など、実施体制の検討を行います。教育研修センターやこども食堂等、こどもの居場所に関する事業を実施する関係機関と連携し、こどもの居場所になる場の確保に努めます。

(年間延べ利用数 単位：人)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込み量(実人数)	8	8	7	7	7
確保の内容(実人数)	8	8	7	7	7

(16) 親子関係形成支援事業

- 児童との関わり方や子育てに悩み等を抱えている保護者及びその児童に対して、情報の提供や相談及び助言など必要な支援を行い、親子間の適切な関係性の構築を図る事業です。

【見込み量と確保の内容】

- 事業の必要性を精査し、支援の必要性のある保護者や児童を把握したときは必要な対応を行います。同時に関係機関と調整し、支援体制の整備に努めます。

(年間延べ利用数 単位：人)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込み量(延べ人数)	6	6	5	5	5
確保の内容(延べ人数)	6	6	5	5	5

(17) 妊婦等包括相談支援事業

- 妊婦・その配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

【見込み量と確保の内容】

- 妊娠届出数及び出生数の減少に伴い、面談者数も減少することが見込まれます。
- 妊娠届出時、妊娠 8 か月前後、出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間において、出産・育児等の見通しを立てるための面談等やその後の継続的な情報発信等を通じて、必要な支援につなぐ相談支援の実施に努めます。

（単位：人・回）

		令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
見込み量	妊娠届出数 (乳児全戸訪問 実施見込み者数)	196	184	175	167	160
	面談回数	2	2	2	2	2
	面談実施合計数	392	368	350	334	320
確保の内容		392	368	350	334	320

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

- 保育園に入所していない満 3 歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者の心身の状況や養育環境を把握、子育てについて情報提供や助言等を行う事業です。

【見込み量と確保の内容】

- 市内 6 か所の教育保育施設等において、定員 10 人の受け入れ体制を確保します。
- 実施する 6 園において、毎月 0 歳児が 2 人、1 歳児と 2 歳児が各 4 人、計 10 人が利用するものと想定します。

（年間延べ利用者数 単位：人日）

		令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
0 歳児	見込み量 (延べ利用者数)	144	144	144	144	144
	確保の内容 (受け入れ体制)	144	144	144	144	144
1 歳児	見込み量 (延べ利用者数)	288	288	288	288	288
	確保の内容 (受け入れ体制)	288	288	288	288	288
2 歳児	見込み量 (延べ利用者数)	288	288	288	288	288
	確保の内容 (受け入れ体制)	288	288	288	288	288

(19) 産後ケア事業

- 出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

【見込み量と確保の内容】

- 毎年度一定の支援を行うものと想定し、過去の実績数を基にします。
- 助産師等による母親の身体的回復と心理的な安定を促進し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう寄り添った支援を行い、利用登録者への支援体制を確保します。※実施体制④

(年間延べ利用者数 単位：人日)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込み量(延べ利用者数)	5	5	5	5	5
確保の内容(受け入れ体制)	※実施体制④	※実施体制④	※実施体制④	※実施体制④	※実施体制④

資 料 編

資 料 編

1 策定経過

すくすくサポートプランむつ（第3期子ども・子育て支援事業計画）策定経過

年 月 日	概 要
平成 27 年 3 月	すくすくサポートプランむつ（第1期子ども・子育て支援事業計画）策定
令和 2 年 3 月	すくすくサポートプランむつ（第2期子ども・子育て支援事業計画）策定
令和 5 年 12 月 19 日	「令和5年度 子ども・子育て会議」出席委員 14 名 委員委嘱状交付 [議事] (1) 教育・保育施設の利用状況等について (2) 子ども・子育て支援事業の進捗状況について (3) キッズパーク事業報告について (4) 第3期子ども・子育て支援事業計画策定について
令和 6 年 4 月	「令和6年度 第1回子ども・子育て会議」書面開催 [議事] むつ市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査の質問項目について
令和 6 年 6・7 月	「むつ市子ども・子育て支援事業計画」策定のためのヒアリング調査実施 対象：市内の教育・保育事業所 23 施設
令和 6 年 7 月	「むつ市子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査実施 対象：就学前児童のいる全世帯 1,215 世帯 小学生児童のいる世帯 1,200 世帯
令和 6 年 10 月 10 日	「令和6年度 第2回子ども・子育て会議」出席委員 11 名 [議事] (1) 副会長の選任について (2) ニーズ調査の結果について (3) 量の見込みの算出について
令和 6 年 12 月 19 日	「令和6年度 第3回子ども・子育て会議」出席委員 9 名 [議事] (1) 子ども・子育て支援事業計画に係る事業について (2) 第3期子ども子育て支援事業計画素案について (3) 今後のスケジュールについて
令和 6 年 12 月 27 日 ～ 令和 7 年 1 月 24 日	パブリックコメントの実施 広報むつ、市ホームページで周知
令和 7 年 1 月 14 日	子ども子育て支援法第61条第9項に基づき、計画（案）について青森県へ協議
令和 7 年 2 月	「令和6年度 第4回子ども・子育て会議」書面開催 [議事] すくすくサポートプランむつ（第3期子ども・子育て支援事業計画）の校正について

2 子ども子育て会議

1 むつ市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 24 日条例第 27 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する環境を整備するため、むつ市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、法に規定する事務に関する事項について調査審議し、その結果を答申する。

(組織)

第 4 条 子ども・子育て会議は、委員 17 人以内で組織する。

(委員)

第 5 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

2 委員は、非常勤の特別職とする。

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 8 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を求めることができる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市

長が定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(むつ市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 むつ市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成6年むつ市条例第1号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

2 委員名簿

むつ市子ども・子育て会議委員名簿

令和5年11月22日～令和7年11月21日

委員区分	氏名	備考
学識経験者	中村 由美子	天使大学大学院
事業主を代表する者	佐藤 節雄	むつ商工会議所
労働者を代表する者	納谷 順子	
	木下 有紀子	むつ市社会福祉協議会
子ども・子育て支援に関する団体	真手 めぐみ	よしのこども園
	金澤 範子	小川町第二白百合保育園
	室舘 幸一	大畑中央保育園
	杉山 恵美	むつひまわり幼稚園
	山本 愛	あたご幼稚園
	關 洋子	星美幼稚園
	葛西 美保子	むつ市子育てメイト会
	小川 千恵	むつ下北子育て支援ネットワークひろば
	成田 浩之	田名部中学校
公募による 子どもの保護者	氏家 愛子	
	三國谷 海李	
	赤松 靖	

すくすくサポートプランむつ

(第3期子ども・子育て支援事業計画)

令和7年3月 発行

発行者 むつ市子どもみらい部 子育て支援課

〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号

電話 : 0175-22-1111 FAX : 0175-22-5044

ホームページ : <https://www.city.mutsu.lg.jp/>